

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【桂川】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

目次

1.近年における「社会情勢の変化・地域の状況」

2.今後の河川整備の新たな視点

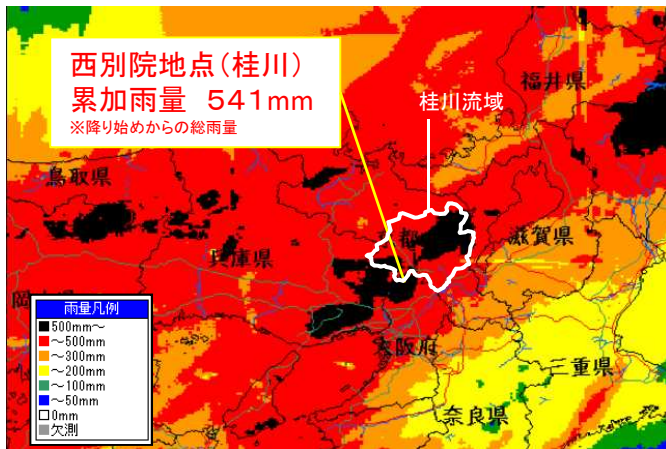
1. 近年における「社会情勢の変化・地域の状況」

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【桂川】

社会情勢の変化・地域の状況①(平成30年7月豪雨)

- 停滞した梅雨前線の影響により、桂川流域では、降り始めからの総雨量が多いところで約500ミリを超過。
- 桂川流域では、2日間に渡って30mm/h近い降雨が断続的に4回発生したため、洪水後期において日吉ダムがほぼ満水状態となったため、下流市町への情報提供を経て、流入量と同量を放流する異常洪水時防災操作を実施。
- 保津橋地点における洪水ピーク時刻を大幅に遅らせるとともに水位を低減し、避難時間の確保に貢献。

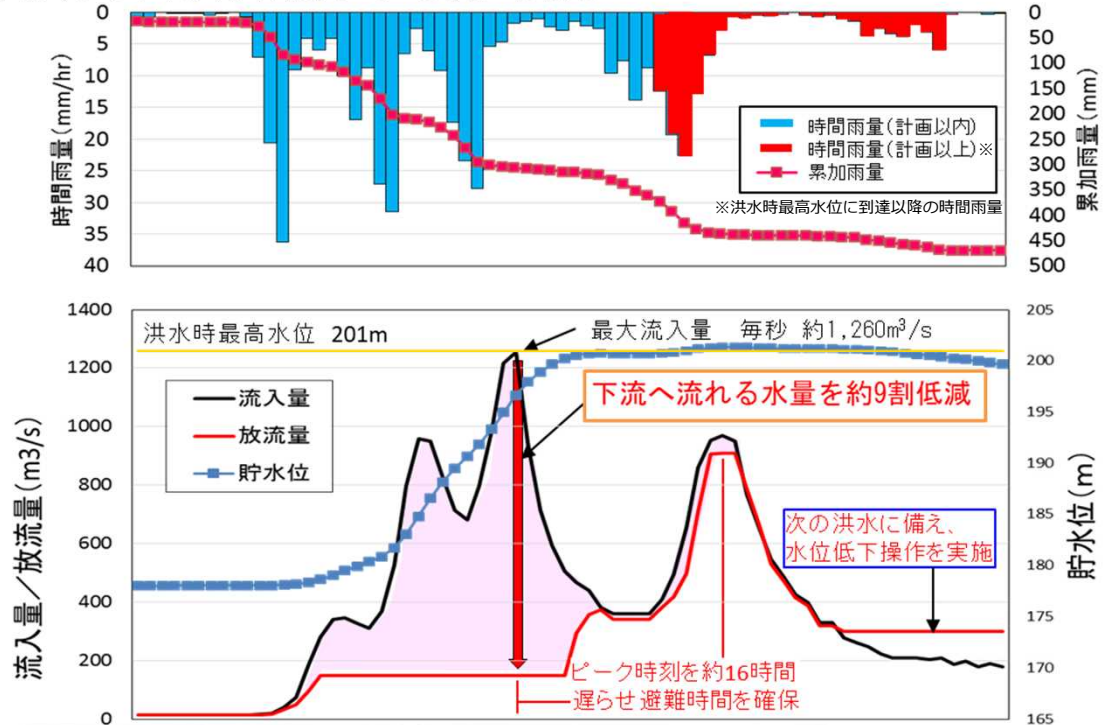
■ 累加レーダ雨量



■ 嵐山地区の浸水状況 (渡月橋左岸上流)



■ 日吉ダムの洪水調節による流量低減



洪水貯留開始直後の貯水池の状況 (7月5日8時)



洪水時最高水位に近く貯水池の状況 (7月6日10時)



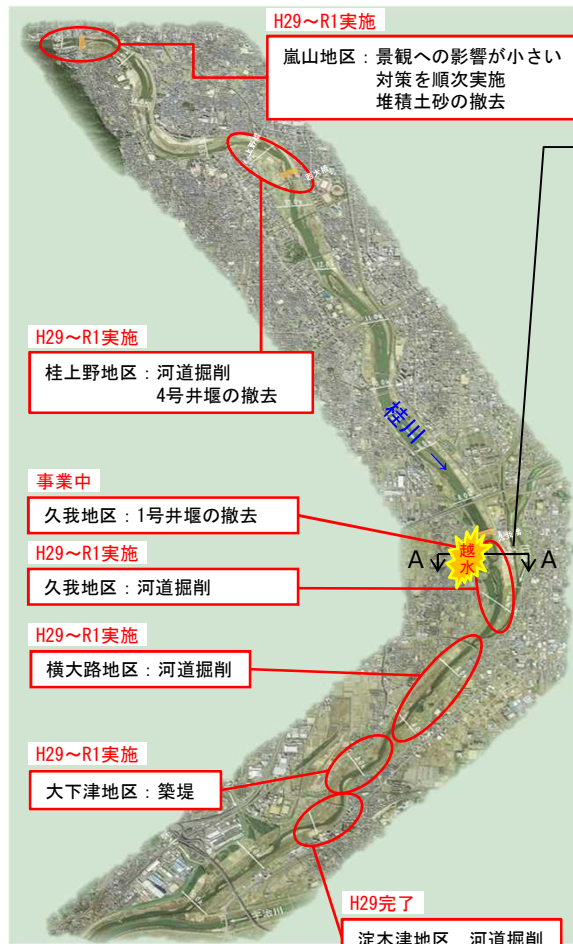
ダム操作に関する緊急記者会見 (7月6日18時)

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【桂川】

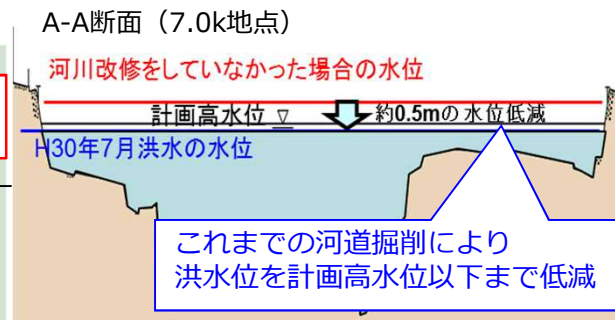
社会情勢の変化・地域の状況②(桂川緊急治水対策の進捗)

- 久我地区で堤防越水が発生した平成25年台風18号洪水を契機に桂川緊急治水対策に着手。
- 合計約100万m³の河道掘削や堰撤去等を実施したことで、平成30年7月豪雨時においても、水位低減効果を発揮。
- 嵐山地区では、地元及び関係機関との調整を経て、平成30年12月に当面の河川整備の方向性を決定するとともに、令和元年12月より左岸溢水対策の工事に着手。当該工事が完成すれば、嵐山地区の浸水頻度の軽減が期待できる。

■ 桂川緊急治水対策の概要



■ 久我橋直下流の水位低減効果 (平成30年7月豪雨時)



羽束師橋上流の掘削状況

■ 嵐山地区河川整備

嵐山地区の当面の河川整備の方向性決定 (H30.12月)



- ・これらの治水対策を実施することにより、平成16年台風23号洪水を安全に流下することが可能。
- ・平成25年台風18号洪水に対しても、浸水被害を軽減。
※浸水戸数 整備前18戸⇒整備後：3戸

左岸溢水対策の工事着手 (R1.12月)



平成25年以降、嵐山地区では5回の浸水被害が発生。左岸溢水対策が完成すれば、平成25年以降に発生した出水による浸水被害を1回まで軽減可能と想定。

社会情勢の変化・地域の状況③(感染症蔓延下の災害対応の検討について)

○新型コロナウイルス感染症が終息していない中、感染拡大防止と水害に代表される自然災害の被害拡大防止の両立していくという課題に対し、大阪府の三島地域（淀川右岸、安威川左右岸）をモデル地域として、国・大阪府・市町などの多様な主体が参加し災害対応の検討を実施。

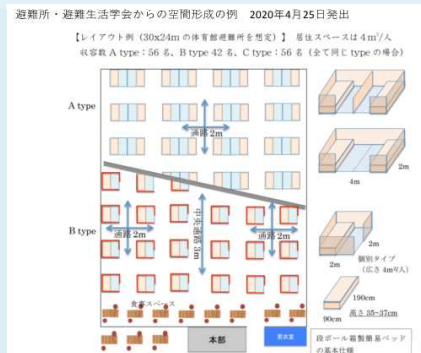
○三島地域での検討事例を「感染症リスクを考慮した水害時の避難計画作成ガイドライン～水害と感染症の複合的な『難』を避ける分散避難～（案）」にとりまとめ、「防災シンポジウム」にて公表。

- **WG構成員** 【関係機関】 大阪市、吹田市、高槻市、茨木市、
 摂津市、島本町、大阪府、大阪管区気象台、
 近畿地方整備局、淀川右岸水防事務組合（全11者）
- 【アドバイザー】 東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 客員教授 松尾 一郎
 日本赤十字北海道看護大学 教授 根本 昌宏

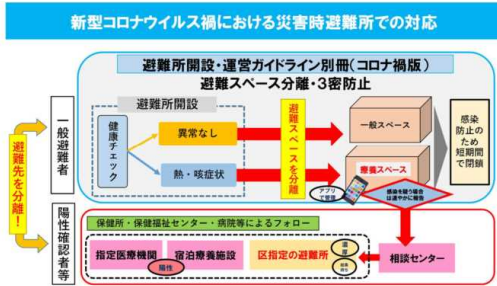
■ 「感染症リスクを考慮した水害時の避難計画作成ガイドライン ～水害と感染症の複合的な『難』を避ける分散避難～（案）」の公表

○分散飛散の考え方と避難形態別の留意点等を取りまとめて、三島地域の各自治体における感染症蔓延化における取組事例等を紹介。

感染症蔓延下における避難所環境の考え方



【大阪市の取組】災害時避難所での対応



【高槻市の取組】感染症における災害対応

新型コロナウイルス感染症における災害対応について

避難所・避難所の準備
 <避難所の準備>
 ●指定避難所の事前避難所の設置
 ●避難所内の感染対策等専用スペースの確保等
 ●避難所内での感染対策の徹底
 ●非接触型体温計
 ●アルコール消毒液
 ●フェイスマスク
 ●手洗い場
 ●アルコール消毒液(清掃用)
 ●次亜塩素酸ナトリウム(清掃用)等

職員体制の確保
 <災害対策本部(中核機関) 関係事業者等の対応>
 ●新型コロナウイルス感染症等避難所運営マニュアルの作成
 <避難所対応職員(一般避難者の対応)>
 ●災害対策マニュアル
 ●新型コロナウイルス感染症(対応)の作成
 ●感染対策の徹底

市民への広報の実施
 <紙面への掲載>
 ●広報誌等に水害対策と合わせて掲載の取組を掲載
 ●自治体広報誌への掲載
 <ホームページ・SNSでの発信>
 ●高槻市ホームページ、Twitterへの掲載
 ●高槻市LINE公式アカウントの開設
 <メディアへの取材等>
 ●NHK等の取材に応じて、市の取組や市民への取組を紹介

【茨木市の取組】感染症をふまえた対応

1. 市民・地域への周知
 市ホームページの掲載や各自治会等との取組等により、新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難等の周知・普及を実施

主な内容
 ○存在、避難や入居等を踏まえた多様な避難の検討
 ○避難所出し入れのマスクの準備、体温計等の衛生用品の確保
 ○避難所での感染予防対策への協力

2. 感染予防用品の確保・整備
 避難所における感染予防のために必要な用品を拡充・整備

主な内容
 ○消毒液
 ○段ボールベッド
 ○マスク
 ○ペーパータオル
 ○使い捨て手袋

3. 感染対策を避難所運営の課題等
 指定避難所での感染拡大を初め、各施設と連携を踏まえた避難所運営について協議。また、避難の状況に応じて、指定避難所に指定されていない公共施設の避難所としての活用や市民団体の活用についても検討。

【摂津市の取組】多様な避難方法の提案

■ S.O.S. 避難メソッド

【従来の避難行動】 ※避難対象者 68,000人
 市が指定する避難場所への避難

【S.O.S.避難行動】 従来の避難場所に加えて、
 ・民間施設、自宅、解放、車中 など多様な避難
 ・地元企業の事業所、市民公園に避難場所を新たに確保予定

避難メソッド(約2割)
 ●民間施設(企業等) 避難所として確保(約2割)
 ●民間施設(企業等) 避難所として確保(約2割)
 ●民間施設(企業等) 避難所として確保(約2割)

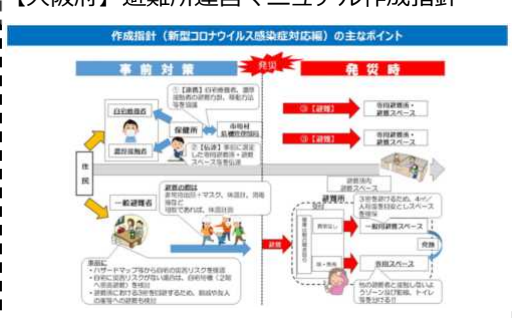
また、感染対策として、市民団体の活用について関係機関と協議を進め、クラスター化を防ぐ環境整備や避難後の検疫等も併せて行っている。

【市長メッセージ】
 ・平常時の取組みとして、分散避難を意識啓発するため、
 島山市長によるビデオメッセージで市長へ呼び掛け
 高槻市市長より

【島本町の取組】避難所運営訓練の実施



【大阪府】避難所運営マニュアル作成指針



2. 今後の河川整備の新たな視点

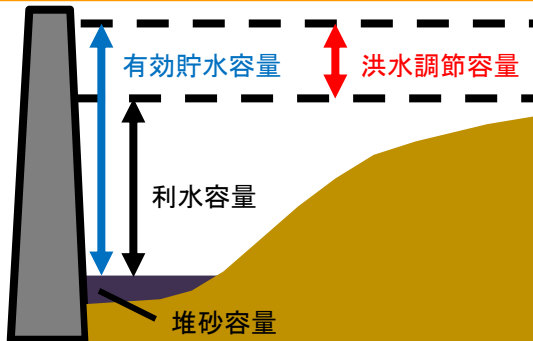
令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【桂川】

今後の河川整備の新たな視点①(ダム事前放流)

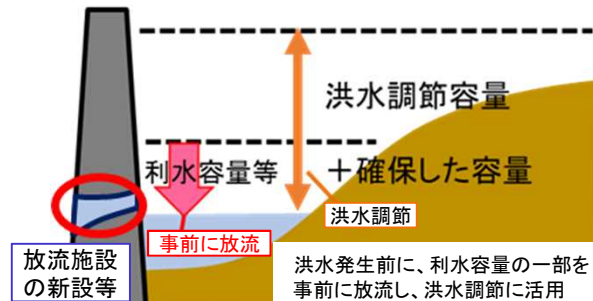
- 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」(令和元年11月26日)においてとりまとめられた「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日)に基づき、全ての既存ダムを対象に検証を行い、国管理の1級水系(ダムが存する99水系)について、令和2年の出水期から新たな運用を開始。
- 淀川水系では、河川管理者、ダム管理者、関係利水者の計50者の間で令和2年5月29日に「淀川水系治水協定」を締結。

現状

全国1,460箇所のダムの有効貯水容量(約180億m³)のうち、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億m³)



既存ダムの活用例



- ・利水容量の洪水調節への活用
- ・緊急時における道府県管理ダムや利水ダムを含めた統合運用・事前放流

※利水者や道府県の協力が必要
※放流施設の新設や改造等が必要な場合あり

表 全国のダムの容量内訳

洪水調節容量	利用容量	有効貯水容量
約54億m ³	約127億m ³	約181億m ³

既存ダムの洪水調節機能強化の状況

- 1級水系：近畿管内の1級水系(10水系)全てにおいて河川管理者、ダム管理者及びダム関係利水者が5月29日に治水協定を締結し、令和2年の出水期から新たな運用を開始した。運用開始後も更にダムの洪水調節機能強化を推進することに合意。
- 2級水系：近畿管内の都道府県管理の2級水系については、近年に水害が生じた水系や貯留量の大きなダムがある水系については、8月末時点で治水協定を締結済み。その他の水系についても、順次取組を実施中。

淀川水系の取り組み

- 淀川水系治水協定に基づき、淀川水系25ダムにおいて、利用容量等のうち、合計約1.27億m³を洪水調節可能容量として活用していく。

淀川水系治水協定

一級河川淀川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者(ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。)は、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定) (以下「基本方針」という。)に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム(以下「既存ダム」という。)の洪水調節機能強化を推進する。

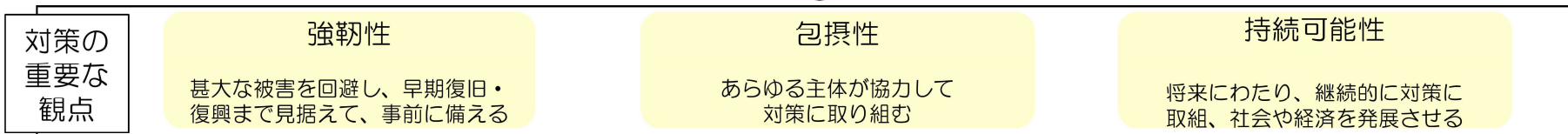
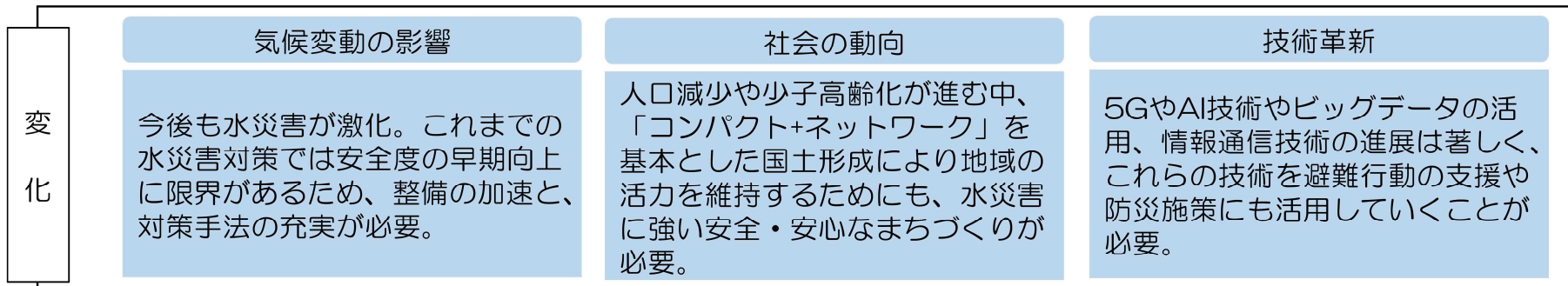
今後の河川整備の新たな視点②(「流域治水」の方向性～気候変動を踏まえた総合的かつ多層的な水災害対策～)

「気候変動を踏まえた水害対策のあり方について 答申(令和2年7月)」(気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会)

○ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【桂川】

今後の河川整備の新たな視点③(あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換)

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者※により流域全体で行う「流域治水」へ転換する※国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

■「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を多層的に推進【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

■流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容※等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定

①氾濫をできるだけ防ぐ

(ためる、しみこませる)[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

集水域

②被害対象を減少させる

(よりリスクの低いエリアへ誘導)
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]
(被害範囲を減らす)二線堤等の整備[市]

集水域
氾濫域

③被害の軽減・早期復旧・復興

(土地のリスク情報の充実)[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
(避難態勢を強化する)[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
(経済被害の最小化)[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
(住まい方の工夫)[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等
(支援体制を充実する)[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
(氾濫水を早く排除する)[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

氾濫域

※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

【イメージ】

- ★戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- 浸水範囲(昭和XX年洪水)
- ★対策費用

■河川対策

■流域対策(集水域と氾濫域)

■ソフト対策

- ・水位計・監視カメラ設置、マイタイムライン作成等

グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進

雨庭の整備(京都市)

※県:都道府県、市:市町村を示す
[]内は想定される対策実施主体を示す

(今後の水害対策の進め方)

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応

- ・緊急治水対策プロジェクト(甚大な被害が発生した7水系)
- ・流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化)

速やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進

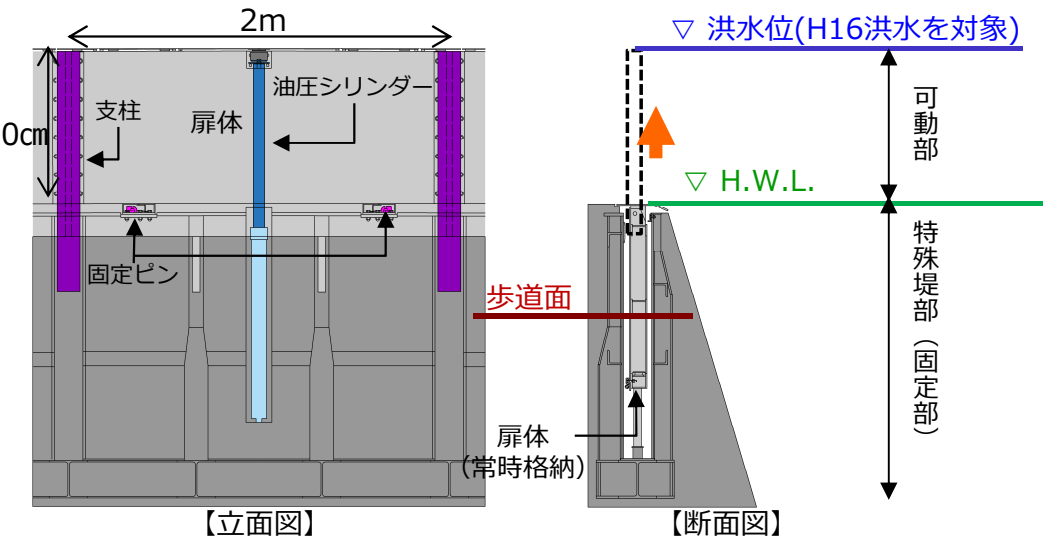
- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

今後の河川整備の新たな視点④(景観・文化財に配慮した河川整備)

- 川を含む地区全体が文化財保護法上の「史跡」及び「名勝」に指定されている嵐山地区では、地元及び文化財部局との協議・調整を経て、渡月橋を中心とした川・山の風景を阻害しないよう、洪水時にのみ立ち上げを行う「可動式止水壁」による左岸溢水対策を整備。
- 平常時に存置する特殊堤部及び護岸においても、地元・学識者・文化財部局と素案段階から検討を行うとともに、試験施工を実施した上で景観・文化財に配慮した意匠を決定。

可動式止水壁の構造

- ・渡月橋上流左岸約260m (130スパン) にわたって整備。
- ・実機試作の上、実証実験にて構造の信頼性を確認。



可動式止水壁の意匠

- ・風景が主役となるよう自己主張せず、歴史的な雰囲気との調和を図ることをコンセプトに、丁寧な検討を実施。



実証実験 (耐衝撃性の検証)

実証実験 (操作性の検証)

今後の河川整備の新たな視点⑤(インフラツーリズム)

- 民間ツアー会社と連携してダムツアーを実施。ダムとその周辺地域の環境を観光資源として活用。
- 令和元年8月に初めて、民間旅行会社が「日吉ダム見学ツアー」を開催。
- 「日吉ダム見学ツアー」の旅行商品化にあたり、普段入れないゲート室内部をコースに組み入れ協力をを行った。

■日吉ダム見学ツアー開催概要

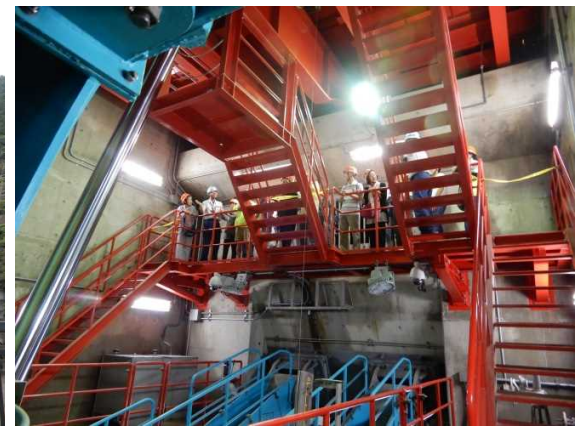
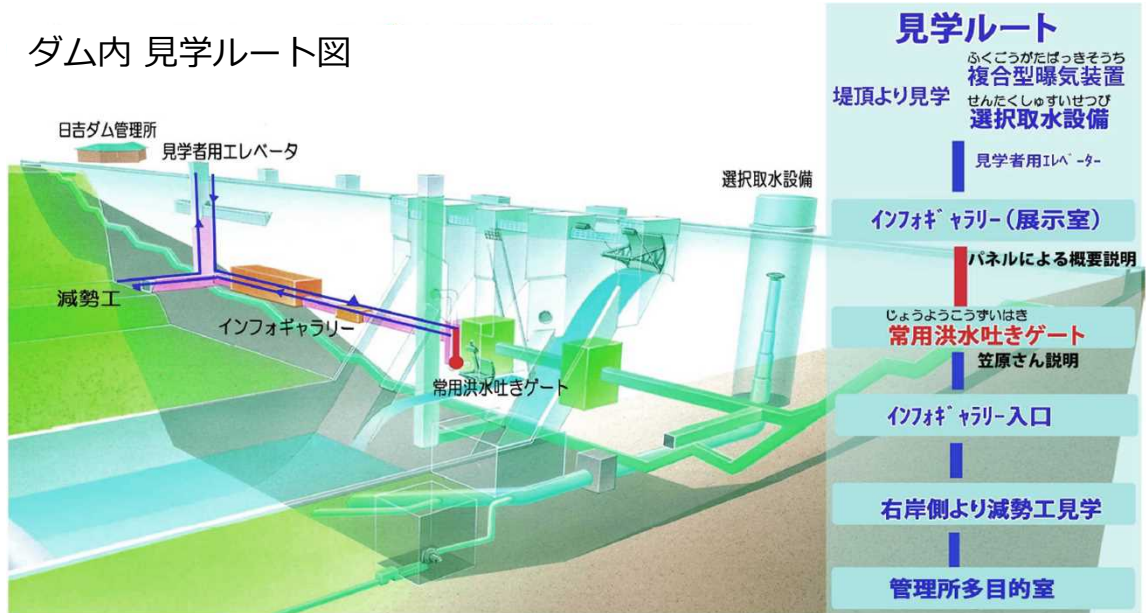
(開催日)
令和元年8月22日

(参加者)
21組35名 (大人31名、子供4名)

(企画等)
企画実施：民間旅行会社
特別企画：土木学会関西支部
協力：水資源機構

- (開催概要)
- ・日吉ダム職員により堤頂上で施設概要と平成30年7月豪雨での洪水調節について説明。
 - ・堤体内のインフォギャラリーを見学した後、普段は入ることのできないゲート室に入り担当職員より常用洪水吐きについて説明。その後、減勢工右岸側からダムの外観を見学。
 - ・参加者には機械設備や職員の仕事について興味をもっていた。

ダム内 見学ルート図



ダム見学ツアー状況

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【人と川とのつながり(桂川)】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和1年度 進捗	説明資料頁
1	日常からの川と人のつながりの構築	「住民参加推進プログラム」の作成・実践	住民参加推進プログラムの活動内容	進捗あり	3
2		住民・住民団体(NPO等)との連携	住民・住民団体(NPO等)との連携内容	進捗あり	4
3		河川レンジャーの充実	河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と活動内容	進捗あり	5
4		子供達の関わりの促進	環境教育等の実施内容	進捗あり	6
5		情報発信の充実	HP、携帯サイトの情報発信内容、新しいコンテンツの取組	進捗あり	7
6		住民に関心をもってもらうための取り組み	住民、住民団体との交流内容	進捗あり	8
7		小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備	小径(散策路)の整備内容・延長	進捗なし	—
8		憩い、安らげる河川の整備	河川を安心して利用できる整備内容・箇所数	進捗なし	—
9		三川合流部の整備	三川合流部交流拠点の整備内容	完了	—
10	洪水・災害時の人と川とのつながりの構築	破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信	まるごとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数	進捗あり	9
11		関係機関との連携	協議会等との連携内容	進捗あり	10
12	上下流の連携の構築	上下流交流の促進	水源地域ビジョンに基づく活動内容	進捗あり	11

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】「住民参加推進プログラム」の作成・実践

【指標】住民参加推進プログラムの活動内容

全体像

できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をとともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。(整備計画記載箇所:p35)

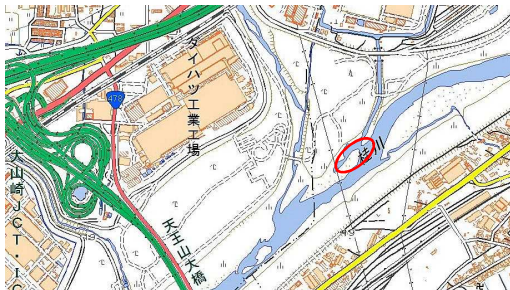
実施方針

住民参加による清掃活動・啓発活動を、河川レンジャーとも連携しながら定期的で開催するとともに、出前講座など多くの人々の川への関心を高める取り組みを実施する。

実施内容 結果

【ワンド内のナガエツルノゲイトウの駆除方法の学習と実践(平成30年度)】

河川レンジャーと学校が連携し、桂川の豊かな自然環境を保全することを目的として、ナガエツルノゲイトウの駆除方法について学習するとともに、駆除を実践した。今後も継続的に駆除を実施し、良い環境を保ちたいとの声をいただくなど、河川環境への関心向上に資する取り組みとなった。引き続き、学校の授業等を活用した川への関心向上の取組を継続する。



桂川右岸1.8kに整備されたワンド



H30.12.16
駆除したナガエツルノゲイトウ

実施内容 結果

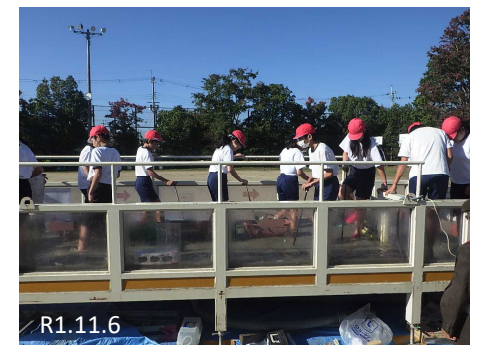
【体験施設を活用した防災学習】

防災体験施設(水中歩行体験、水没ドア開閉体験装置)を活用した防災学習を平成29年度～令和元年度の間で計6回実施した。

桂川沿川では、令和元年11月に横大路小学校で113名が参加し防災体験学習を実施した。



R1.11.6
水没ドアの開閉体験



R1.11.6
水中歩行体験

【嵯峨野高校放送部の取材(平成30年度)】

嵐山地区の治水対策について京都府立嵯峨野高校放送部の取材を受け、嵐山の中の島公園において、パネル等を用い、桂川の概要、過去の浸水被害、現在進めている緊急治水対策や、水防災意識社会再構築について説明を行った。



R30.7.31
取材対応の様子



R30.7.31
取材対応の様子

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】住民・住民団体(NPO等)との連携

【指標】住民・住民団体(NPO等)との連携内容

全体像

河川整備にあたっては、検討段階から、住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。(整備計画記載箇所:p36)

実施方針

住民・住民団体(NPO等)との連携として、河川愛護活動等を通じて情報共有を積極的に行う。今後、さらに連携を強化する取り組みを行っていくとともに、河川に関わる人材育成の支援や環境教育を推進する。

実施内容

【淀川水系一斉美化アクションの取組】

淀川流域7エリア河川美化活動団体・淀川河川事務所・淀川管内河川レンジャー(淀川水系一斉美化アクション連絡会)が地域と連携して清掃活動を継続して実施。

河川清掃の目的

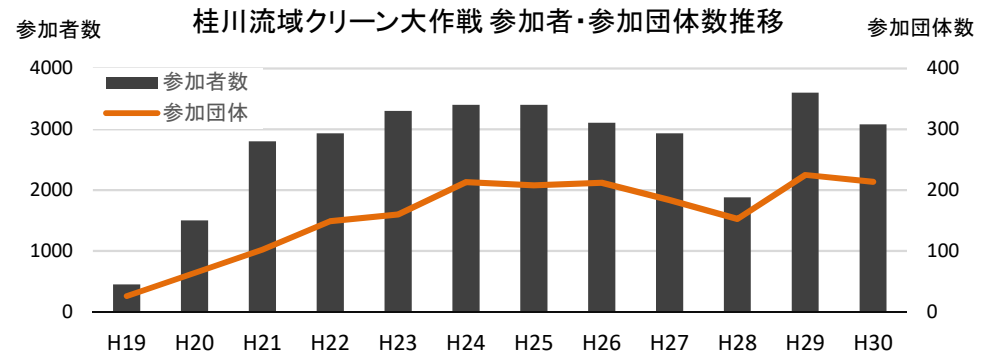
- ①河川利用マナーの向上
- ②水辺の環境保全
- ③河川美化



淀川流域一斉美化アクション及び桂川流域クリーン大作戦 位置図

結果

桂川流域の一斉清掃は、河川レンジャーを中心に始まった桂川クリーン大作戦を「桂川流域クリーンネットワーク」が第3回より主催を引き継いでおり、平成30年度で12回目を迎えている。(令和元年度は新型コロナウイルス感染症対応で中止)桂川流域では、平成29年度・平成30年度には各年3,000人以上が清掃活動に参加。また、当初20団体ほどだった参加団体は、河川レンジャーによる環境展や自然観察等の活動を通じた淀川水系一斉美化アクションへの参加呼びかけにより、平成30年度には約10倍の200団体(学校、学生団体、地元自治会、企業等)にまで増加しており、一斉清掃の取り組みが地域に根付き、河川美化への関心が高まっている。



また、活動に参加した大学生が一斉清掃の運営に参画する等、人材育成の機会にもなるなど好循環となっており、引き続き本取り組みを継続していく。



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】河川レンジャーの充実

【指標】河川レンジャー在籍人数(治水・環境・防災などの拡大)と活動回数

全体像

河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。
(整備計画記載箇所:p36)

実施方針

地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、河川レンジャーが住民と河川管理者の橋渡し役となるよう、流域センターなどを活用し活動の支援を実施する。

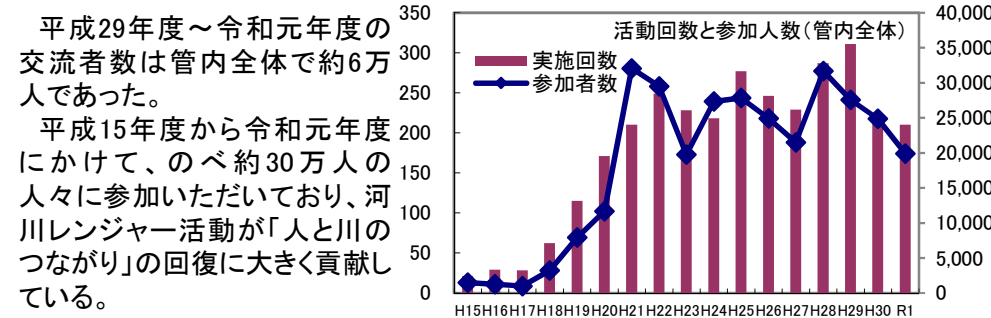
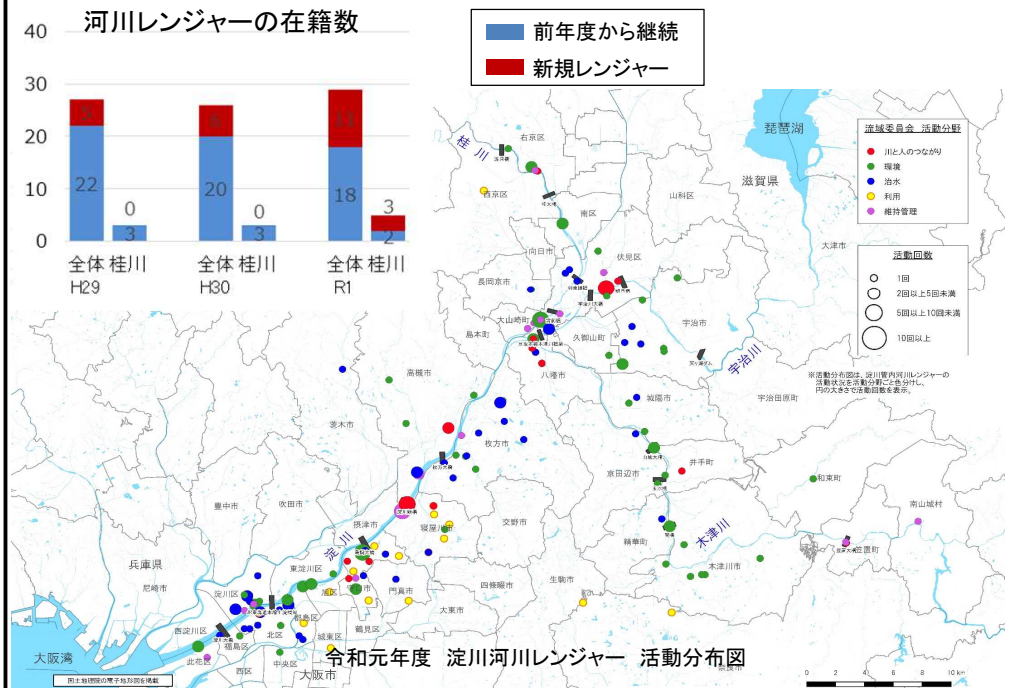
実施内容 結果

淀川河川事務所管内では各出張所管内毎に河川レンジャーを配置し、沿川全域で活動を行っており、3年間で743回(桂川では77回)、住民等と交流を行った。

<p>地域行事へのブース出展</p>  <p>R1.12.8</p> <p>京都環境フェスティバルにブース出展し、「淀川移動水族館」として桂川等に生息する魚を展示。生き物を媒介に来場者と河川環境の魅力や河川レンジャーの取り組みをPRした。 ■参加人数:582名(2日間開催)</p>	<p>下鳥羽小学校防災体験学習</p>  <p>H30.7.3</p> <p>下鳥羽小学校で生徒、自治会を対象に、防災意識の向上を目的に、水害体験施設を利用した水中歩行と水没したドアの開閉体験を実施した。 ■参加人数:162名(1日間開催)</p>	<p>梅津小学校自然観察出前授業</p>  <p>H30.10.5</p> <p>小学生を対象に桂川河川敷に生息している植物の観察会や植物に関するクイズ等を実施した。 ■参加人数:105名(1日間開催)</p>
---	--	--

実施内容 結果

淀川河川事務所管内では、H31.4.1時点で18名の河川レンジャーが在籍していた。令和元年度は、11名の新規河川レンジャーが誕生した。



平成29年度～令和元年度の交流者数は管内全体で約6万人であった。
平成15年度から令和元年度にかけて、のべ約30万人の人々に参加いただいております。河川レンジャー活動が「人と川とのつながり」の回復に大きく貢献している。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】子ども達の関わりの促進

【指標】環境教育等の実施内容

全体像

子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで学校等と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。(整備計画記載箇所:p37)

実施方針

継続して子ども達との関わりを持つ取り組みを実施し、次世代を担う子ども達へ、川に対する関心を高めることができる工夫を行うことにより、持続的な川と人とのつながりや地域とのつながりの構築を行う。

実施内容 結果

流域の小学校に対して水生生物調査、出前講座等、河川環境を勉強・体験する機会を設けた。また、河川レンジャーと連携して、桂川の自然環境への関心を高めるとともに、歴史、ゴミ問題などを学び、地域ぐるみの環境教育を活発化させた。

【出前講座】



H31.2.6

桂川に生息する野鳥について、スライドやクイズ形式で解説する参加型学習会を実施した。

参加型とすることで、講座をより活性化することができ、子供たちの自然環境への関心を高めることができた。

感想の中に、実物を見たかったという声もあり、興味を持ってもらえた。

実施内容 結果



H30.10.5

【昆虫観察会】

小学5年生110名を対象に、自然観察会を実施。室内での昆虫クイズ等で昆虫への知識を持ち合わせてから、野外で桂川に生息する昆虫の観察会を実施することで、河川の自然への親しみや大切さを十分に感じてもらうことができた。

子供たちからは活発な質問もあり、関心の高さを感じた。

【水生生物調査】

淀川沿川の中学・高校生を対象にした水生生物調査を継続的に実施。平成29年度～令和元年度で107名が参加。

淀川水系全体の歴史から桂川の現状、調査の方法、水質指標となる水生生物の学習を行ってから、水生生物調査を実施。水生生物にふれることにより河川環境の大切さを実感してもらうことができた。

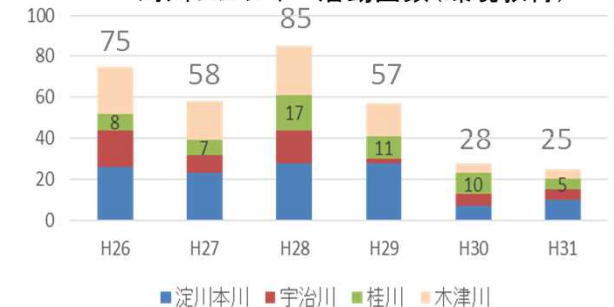


R1.7.30

河川レンジャーと連携して子供達への環境教育等を実施しており、平成29年度～令和元年度にかけて、管内全体で100回程度の学習会を開催した。

子供たちに働きかけ、自然観察会を開催して新しい交流を持ち、また活動で知り合った子供たちとの交流は更に深めていけるよう、継続的に活動を実施し、桂川を知り、愛着を持つきっかけをたくさん提供していきたい。

河川レンジャー活動回数(環境教育)



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】情報発信の充実

【指標】HP、携帯サイトの情報発信内容、新しいコンテンツの取組

全体像

多くの人々が河川に関心を持ち、川に訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取組みを進めていく。
(整備計画記載箇所:p37)

実施方針

河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をホームページや携帯サイトで情報発信する。

実施内容 結果

【SNSでの情報発信】

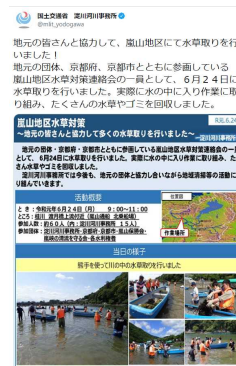
淀川河川事務所では、平成29年にFacebook及びYouTube、令和元年にTwitterを開設。より多くの住民に河川に対して関心を持って頂けるよう、洪水時の河川の状況を記録したタイムラプス動画や、河川環境や防災に関する取組みについて情報発信を継続。



Facebook【中聖牛の設置】



YouTube【H30.7月豪雨出水状況】



Twitter【嵐山水草除去】

【Y-siteの設置】

事務所来庁者に事務所の取組み内容を紹介するため、平成30年より事務所ロビーにモニターを設置し、紹介映像の放映を開始。職員自ら出演する映像を中心に、来庁者にも好評頂いている。

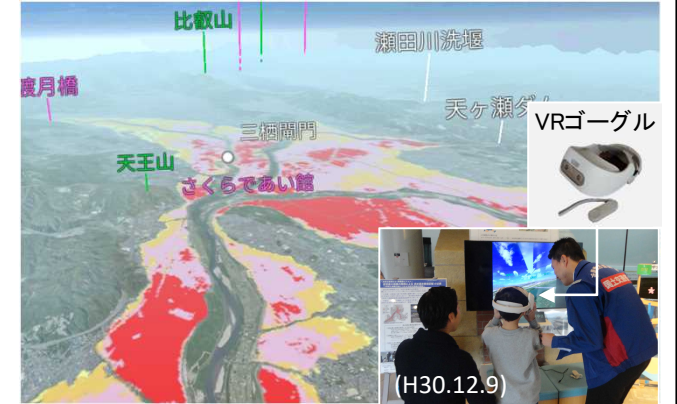


Y-site(淀川河川事務所ロビー)

実施内容 結果

【VR技術を活用した浸水情報の発信】

浸水情報をより身近に感じて頂くためVR(仮想現実)を活用した情報提供ツールを平成30年度に開発し、洪水浸水想定区域の説明に活用。



VR体験: 淀川流域を上空から俯瞰する仮想の空間で洪水浸水想定区域を視聴。

【嵐山地区工事情報の発信】

特に注目度の高い嵐山地区の工事では、令和2年1月より毎月の工事進捗状況を事務所HPで公開。外からでは見えにくい現場に対する不安感の払拭や工事への理解に努めている。



淀川河川事務所HP:嵐山地区特設ページ

また、工事期間中は5カ国語の工事ビラを配布し、嵐山の観光客に向けた情報発信を行った。(外国語: 日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語)その結果、苦情なく工事を無事完了した。



5カ国語対応の工事ビラ

日常からの川と人のつながりの構築

【観点】住民に関心をもってもらうための取り組み

【指標】住民に河川行政への関心をもってもらうための具体的な取り組み、住民、住民団体との交流内容

全体像

地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。
(整備計画記載箇所:p37)

実施方針

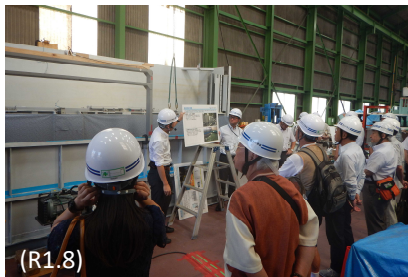
工事実施に向けた工事説明会等を実施するとともに、地元住民に対して河川整備の基礎知識の説明や実証実験への参加促進など、河川整備事業への理解促進のための取り組みを実施。

実施内容

【嵐山地区河川整備の取り組み】

嵐山地区の地元住民に対して、事業へのさらなる理解促進のため、治水事業の必要性を説明だけでなく、流域に雨が降って洪水が川に流れてくる仕組みや、ダムの効果・操作ルールといった川に関する基礎知識についても丁寧に説明した。また、可動式止水壁の実証実験や試験施工の視察にも積極的に参加いただいた。

また、平成25年洪水から5年が経過した平成30年には、当時の被災経験を風化させないことを目的とした企画展を地元及び関係自治体と開催。



(R1.8)

可動式止水壁実証実験視察

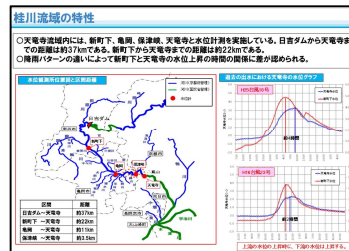


(R1.8)

可動式止水壁試験施工視察

結果

これらの取り組みによって、地元と議論を重ねた上で嵐山の当面の治水対策の方向性を決定し、さらに左岸溢水対策の現地着手するに至った。また、平成30年7月豪雨時の日吉ダムの異常洪水時防災操作にも一定の理解を得られるなど、河川行政の取り組みについて一層の理解が深まった。



河川整備の基礎知識について説明

平成30年7月 日吉ダム
異常洪水時防災操作時の地元意見

「ダムが決壊したらもっと大変なことになっているはず。今回の放水は正解だったと思う。」
(中之島地区 土産物店経営者)
「氾濫しなかったのは河川改修の効果が出たと感じた。」(右岸 旅館代表)

毎日新聞(H30.7.31)



(H30.9)

平成25年災害5周年企画展

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

【観点】破堤氾濫に備えた分かりやすい情報発信

【指標】まるごとまちごとハザードマップ設置箇所・設置数

全体像

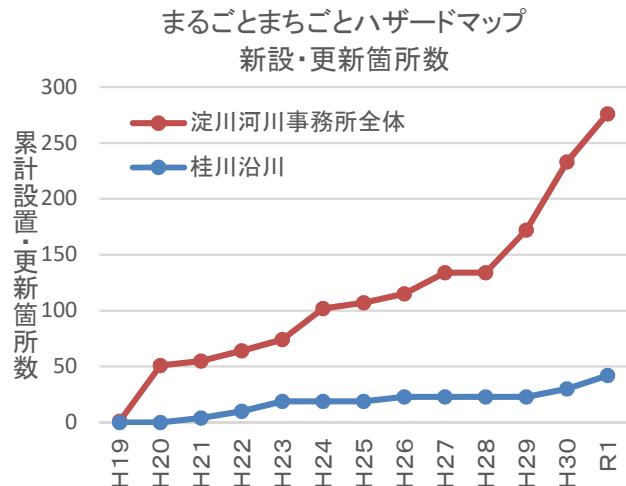
個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川水系における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。
(整備計画記載箇所:p39~p40)

実施方針

関係自治体と連携してまるごとまちごとハザードマップ及び浸水実績表示看板等の設置を進めていく必要があり、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき流域の各市町で設置を推進していく。

実施内容 結果

平成29年度から令和元年度で140箇所のまるごとまちごとハザードマップの設置・更新を行った。これにより令和元年度末時点での桂川沿川での設置数は40箇所となった。

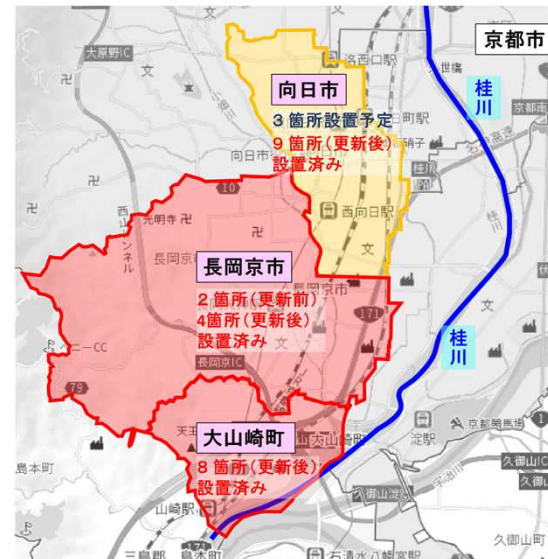


実施内容 結果

平成29年の浸水想定区域図の見直しに伴い、設置済みのまるごとまちごとハザードマップの更新を行っており、大山崎町や長岡京市では更新が完了。

引き続き、更新作業を進めるとともに、いまだ設置出来ていない京都市に対して、沿川住民の水害に対する避難、防災への意識向上に向け、調整を継続する。

更新に合わせて、大山崎町では、周辺住民の視界に入りやすい箇所に再設置した。



大山崎町ふるさとセンター

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【人と川とのつながり(桂川)】

洪水・災害時の人と川とのつながりの構築

【観点】関係機関との連携

【指標】協議会等との連携内容

全体像

上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者(国・自治体)同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。
(整備計画記載箇所:p40)

実施方針

定期的に協議会を開催することにより、関係自治体との連携を強化していく。なお、必要に応じて、担当者会議を開催するなど、関係機関の担当者レベルでコミュニケーションの場を設けることで、さらなる連携を図る。

実施内容

淀川管内水害に強い地域づくり協議会の令和元年度の開催実績は、首長会議2回、行政WG2回実施し、関係機関との連携を図った。

平成31年1月の「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定を踏まえ、取組方針を改定し、取組実績や後半の取組予定などを各市町から発表していただくとともに、京都大学防災研究所 竹之内健介特定准教授より「地域社会における防災スイッチを考える」と題してご講演を頂き、さらなる減災に向けて、関係自治体と意見交換を実施した。

地域社会における避難スイッチを考える

～これからの極端水害に備えて～



令和元年7月 淀川管内水害に強い地域づくり協議会
京都大学防災研究所 特定准教授 竹之内健介



京都大学防災研究所 竹之内准教授

「避難情報の発令早期化・安全重視・マニュアル化の傾向が進んできたが、避難のタイミングを住民が適切に判断し、行動することを前提としている。水害が多発している中で、自分たちの地域でいつ避難するかという『避難スイッチ』について住民が考える機会を行政側が支援することが重要である。」との講演いただいた。

実施内容



○ハザードマップの作成・周知

・想定最大規模降雨時の洪水浸水想定区域図を反映した水害ハザードマップの作成と住民への周知

○まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充

・学校等への、想定浸水深の表示板の設置

○適切な避難行動の実現に向けた仕組みの整備

・避難勧告等の発令基準(地域・段階)の改善

○水防体制の強化

・防災パトロールによる危険箇所の点検・確認
・自治体職員、消防団等の協働による水防訓練の実施

結果

協議会においては、出席首長からは下記の意見が出されており、引き続き、沿川住民の防災意識向上に向けた取組を実施していく。

＜首長意見＞

- ・災害を目の当たりにしても避難に繋がらない事例もあり、いかに危険性を理解してもらうかが課題。
- ・日頃の訓練でも、避難スイッチを意識してもらうような啓発が必要。
- ・避難が空振りでも、「空振りで良かった」と声を掛け合って自宅へ戻り、次回も避難してもらえるような意識付けが大切。

上下流の連携の構築

【観点】上下流交流の促進

【指標】水源地域ビジョンに基づく活動内容

全体像
 水源地域ビジョンを推進する。
 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。
 (整備計画記載箇所:p40~41)

実施方針
 「地域に開かれた日吉ダムの新たな展開」を図るため、「風土・自然を基盤とした、健康で文化的なまちづくり」を基本理念として、現況施設の展開・環境学習をテーマとした展開・周辺施設・地域への広がり3項目を柱として実施。

実施内容 結果		
日吉ダム周辺で過去3年で開催されたイベントは下記の通り。		
イベント名称	開催時期	概要
天若湖アートプロジェクト	毎年6月	ダム建設で水没したかつての集落の夜景(あかり)を湖面に再現し、水源地域住民への感謝と上下流市民交流、地域の活性化を目指す。
水の恵み見学ツアー	平成29年5月・30年6月	日吉ダムの水を利用している地域住民(向日市・長岡京市・大山崎町の住民)を対象に、日吉ダムと乙訓浄水場の施設見学会を開催。
ひよし夏祭り	毎年7月	日吉ダム下流広場に開催されたイベントにあわせ、日吉ダムではダム堤体内の探検ツアーを実施。
京都丹波・森の京都ハーベスト・ガラ2018	平成30年10月	
ひよし水の杜フェスタ	平成30年10月・31年11月	
向日市まつり	平成30年11月	向日市まつり実行委員会主催の「向日市まつり」に南丹市とともに参加し、パネル展示と流木・刈草を用いて製造した堆肥の配布を行った。
清掃活動	平成31年3月	水源地域ビジョンにおける美化活動として、貯水池周辺の清掃活動を行った。
インフラツーリズム「日吉ダムの見学と保津川下り」	令和元年8月	土木学会関西支部において、日吉ダムの見学を試験的に行った。

実施内容 結果

【水の恵み見学ツアー】



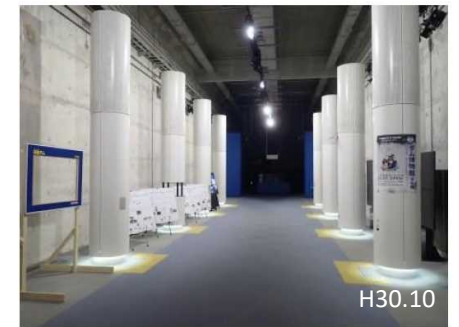
平成30年6月9日、日吉ダムの水を利用している向日市・長岡京市・大山崎町の住民を対象に「水の恵み見学ツアー」を開催した。当日は17名の参加者が水源施設である日吉ダムと乙訓浄水場の施設を見学され、水道用水、ダムの目的・役割について学び、水の大切さを実感頂いた。

【ダム博物館(治水館)オープン・展示スペースリニューアル】

平成30年10月21日にダム博物館(治水館)がオープン。インフォギャラリーのリニューアルを行い、同月28日の日吉ダム管理開始20年にあたり「20年のあゆみ」についてパネル展示を実施した。



ダム博物館(治水館)



リニューアルされた展示スペース

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【河川環境(桂川)】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料頁
1	多様な生態系を有する淀川 水系の再生と次世代への継 承	琵琶湖・淀川水系の生態系の固有性および多様性の 価値に関する保全	イタセンバラを目標種とした淀川中下流域での環境再生の実施内容・個体数〔下流域(湛水区 間)、下流域(流水区間)〕	該当なし	
2			ナカセコカワニナの生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容〔中流域宇 治川〕	該当なし	
3			オオサンショウウオの生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討内容〔上流域(盆 地～源流部)木津川〕	該当なし	
4			アユモドキの生息環境として望ましい河川環境の再生方策の検討内容・確認箇所数〔中流域 宇治川〕	該当なし	
5		生態系・生物群集多様性の維持・回復に向けた取組	関係機関が連携した取り組み内容	該当なし	
6		外来種対策の実施	外来種の現状把握と対策内容	進捗なし	
7		良好な景観の保全・創出の取り組み	瀬田川の水辺のあり方に関する取り組み内容〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川、上流域(湛 水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当なし	
8			河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇 所数	進捗あり	4
9			ダム貯水池の斜面裸地対策、ダム周辺における構造物等の景観対策の実施内容・対策箇所 数〔上流域(山間部)宇治川～瀬田川〕	該当なし	
10	河川の連続性の確保	ワンドやたまりの保全・再生内容・整備箇所数〔下流域(湛水区間)〕	該当なし		
11		ヨシ原の保全・再生内容・面積〔下流域(感潮区間)、下流域(流水区間)、中流域宇治川〕	該当なし		
12		内湾-汽水域-河川、琵琶湖-内湖-流入河川の連続性 の確保	既設の堰・落差工の改良内容	進捗あり	5
13	川本来のダイナミズムの再生	淀川大堰による水位操作の改善内容〔下流域(湛水区間)〕	該当なし		
14		水位変動リズム回復のための流況・位況(流量・水位の 変動様式)の改善	瀬田川洗堰による水位操作の改善内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当なし	
15		琵琶湖における水位低下緩和方策の検討内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当なし		
16		流況の平滑化に対する河川環境の改善	既設ダムにおける弾力的運用等の検討内容・魚類確認数〔上流域(山間部)木津川、上流域 (山間部)名張川・宇陀川・青蓮寺川・猪名川〕	該当なし	
17		河川環境上必要な流量を確保するための流況・位況 (流量・水位の変動様式)の改善	流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保内容・正常流量確保日数	該当なし	

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料項
18	流域の視点に立った水循環・ 物質循環系の構築	流域視点による水質対策の実現や流域的な現状把握 状況	水質総量規制の実施体制の検討、新たな水質浄化の取り組み内容	進捗なし	
19			南湖の再生プロジェクト取り組み内容〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当なし	
21		水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握	琵琶湖の水質保全対策の取り組み内容・効果〔上流域(湛水区間)瀬田川(野洲川含む)〕	該当なし	
22			河川の水質保全対策の取り組み内容	進捗あり	6
23			ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数	進捗あり	7
24		流域の土砂生産・移動・堆積の実態把握	河床変動等の土砂動態のモニタリング、総合土砂管理方策の検討内容(既存ダム、ダム下流)	進捗なし	
25			土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置内容・設置数(砂防施設)	該当なし	
26	流域管理に向けた継続的な 施策展開	モニタリングの実施	河川環境のモニタリングの実施内容	進捗あり	8
27		生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工	生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所	進捗あり	9
28		関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生	関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容	進捗あり	10
29		河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ	河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容	進捗あり	11
30		河川環境の保全と再生のための人材育成	河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容	進捗あり	12
31		流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の実施	流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進の実施内容	進捗なし	

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承

【観点】良好な景観の保全・創出の取り組み

【指標】河川景観を損ねている不法工作物等の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止内容・対策箇所数

全体像

河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。(整備計画記載箇所:p44)

実施方針

不法耕作に対し是正看板設置や現地指導を行い、警告看板を設置した後に現地の整地を実施している。河川区域内へのゴミ投棄対策として、BBQ有料化の社会実験に取り組む。

実施内容 結果

桂川においては、平成29～令和元年度で約5,300㎡の不法耕作を是正した。平成28年度の不法耕作面積は約3.4万㎡であったが、令和元年度では、約2.9万㎡となり、減少傾向となっている。



不法工作物の是正状況

実施内容

桂川松尾橋周辺においてはバーベキュー利用者が多く、大量のゴミが放置される事態となっており、この問題の解決に向けた取り組みとして、バーベキュー有料化により利用者から頂く料金をもって周辺環境の改善を試みるための社会実験を実施した。



BBQ利用状況



有料化によるゴミの回収

	平成29年	平成30年	令和元年
実施期間	9/9～9/24	7/28～9/24	4/27～6/16
運営日数	14日間	51日間	51日間
総利用者数	1,116人	4,901人	9,558人

結果

当該地区での不法投棄を抑制するとともに、社会実験期間中は沿川の住環境の改善を図ることができ一定の環境改善効果が見られ、周辺住民や利用者からもゴミ放置が解消される良い取り組みであるとの意見が多かった。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

河川の連続性の確保

【観点】内湾-汽水域-河川、琵琶湖-内湖・流入河川の連続性の確保

【指標】既設の堰・落差工の改良内容

全体像

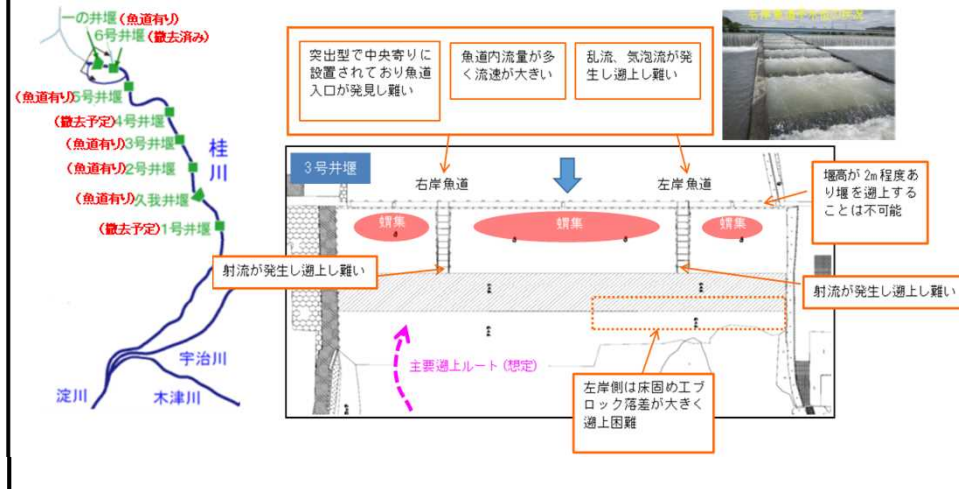
魚類等の遡上・降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物(堰・落差工)について、効用や効果、その影響を点検し、撤去や魚道の設置・改善など改良方策を検討する。大阪湾から桂川嵐山地区まで、支川芥川の淀川本川合流点から塚脇橋地点までの区間においては、関係機関と連携・調整して概ね10年間で必要な対策を実施する。(整備計画記載箇所:p46)

実施方針

河川管理施設である井堰のうち、魚道の改良が必要な3号井堰、5号井堰については、計画的に魚道の改良を行う。

実施内容

桂川3号井堰では、魚道が設置されているが、水叩き部にアユが迷入する状態となっていた。



実施内容

水叩き部に迷入するアユを遡上させるために、魚道側面からの遡上ルートを確認した。左岸魚道は、平成30年度に側壁の切り欠き改良を行い、令和元年度には流量抑制のための簡易改良を行った。

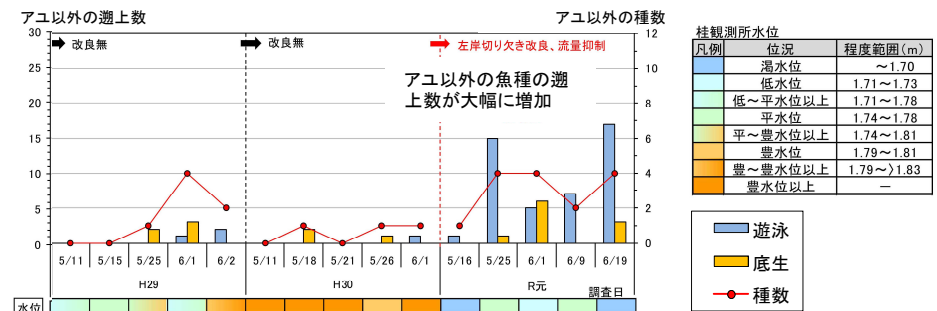
【左岸魚道改良】



結果

右岸魚道では、平成30年度の調査において多くのアユが魚道側面から遡上するようになった。

左岸魚道では、令和元年度が改良後の調査であったが、淀川大堰のアユ遡上数が極端に少なかったこともあり、魚道を遡上するアユは少なかった。ただし、オイカワ、ムギツク等のアユ以外の魚種が改良後に多く遡上するようになり、アジメドジョウ等の遊泳力の小さい魚種の遡上を確認することができた。



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握

【指標】河川の水質保全対策の取り組み内容

全体像

河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海岸の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。(整備計画掲載箇所:p53)

実施方針

平常時における河川の水質調査を実施する。
汚濁負荷の削減を目指し、油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制を確立する。

実施内容

【河川水質の監視・測定】

桂川では3地点で水質調査を実施した。
また、水質汚濁防止法の規定に基づいた各府県の水質測定計画及び水文観測業務計画により、府県内の公共用水域の水質を環境基準に照らし合わせて監視した。

底質モニタリング調査状況



(渡月橋)

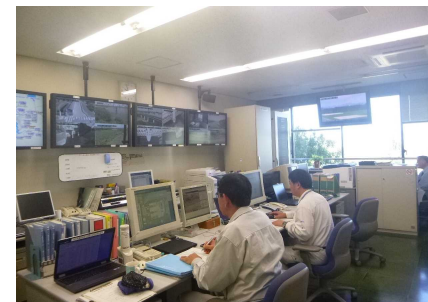


(西大橋)

実施内容

【水質監視体制】

即時的な水質監視体制として、淀川河川事務所内の集中管理センターにて、24時間監視を実施しており、突発的な水質事故にも早期に対応できる体制を確保。

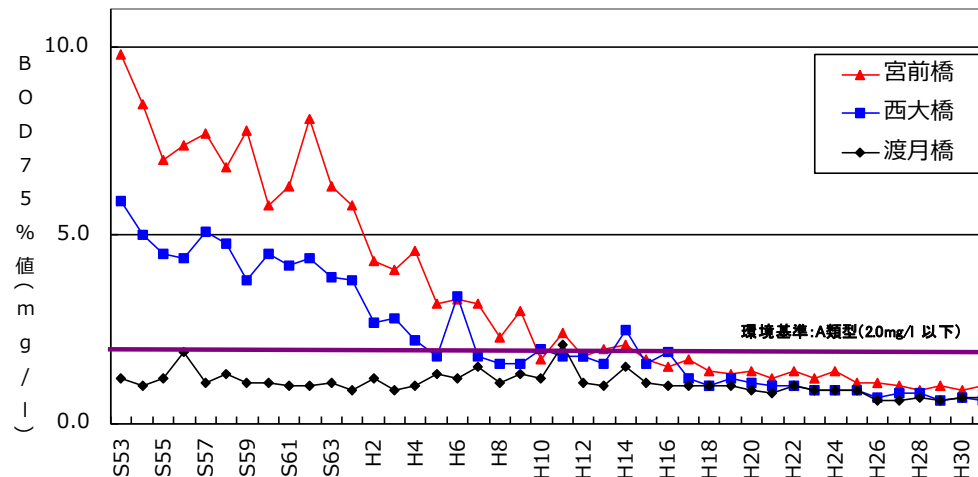


淀川河川事務所 集中管理センター

結果

桂川のBOD年平均値は、近年、2.0mg/l未満である。また、重金属、ダイオキシン類の有害物質調査でも、基準値未満を維持している。

桂川の環境基準地点における水質経年変化(BOD75%値)



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築

【観点】水質負荷と環境影響についての流域的な現状把握

【指標】ダム貯水池の水質保全対策の取り組み内容・対策実施数

全体像

ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。

ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気設備の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。なお、曝気設備などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。

(整備計画掲載箇所:p53)

実施方針

日吉ダムでは、日吉ダム冷濁水対策マニュアルに基づき、既存水質保全設備を活用し、水質保全対策を実施する。

実施内容

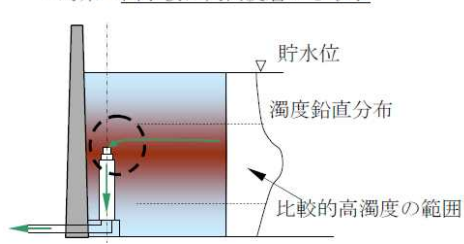
日吉ダムでは、水質保全設備(選択取水設備、浅層曝気設備1基、水没式複合型深層曝気設備2基)を活用し、水質保全対策を実施している。

濁水が発生した場合には、随時、管理所ホームページに情報を掲載している。

○選択取水設備を活用した水質保全対策



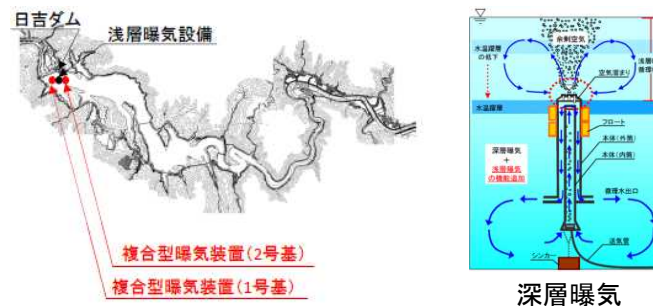
<対策> 出水後は高濁度層から取水



実施内容

○深層曝気設備活用した水質保全対策

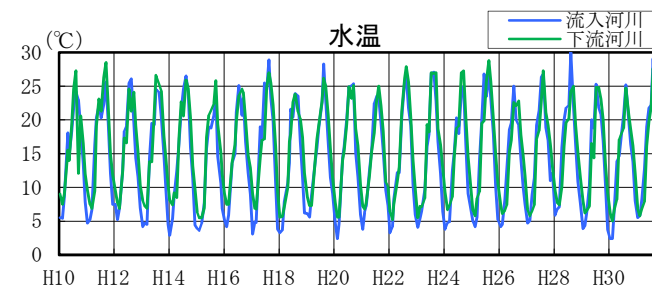
深層曝気設備を、既存の浅層曝気設備と併せて運用することで、貯水位低下時の冷水放流の影響を緩和を図っている。



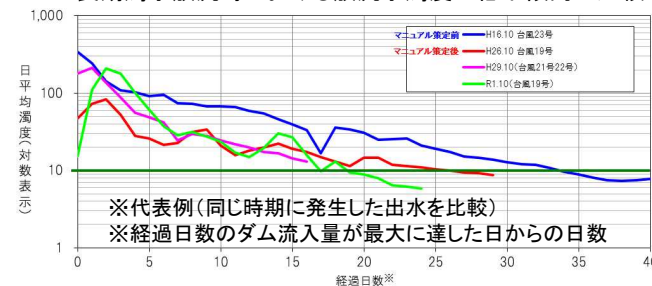
結果

ダム流入河川とダム下流河川の水質に大きな差は生じていない。

また、濁水放流については、日吉ダム冷濁水対策マニュアルに基づく対応により、長期濁水は軽減されている。



長期濁水放流時における放流水濁度の低下傾向の比較



※代表例(同じ時期に発生した出水を比較)
※経過日数のダム流入量が最大に達した日からの日数

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】モニタリングの実施

【指標】河川環境のモニタリングの実施内容

全体像

河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。

また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。

なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。

(整備計画掲載箇所:p56)

実施内容

桂川の緊急治水対策事業の実施にあたり、淀川環境委員会において指導助言を受けながら事業を実施している。

平成29～30年度には、4号井堰の撤去を行った。令和元年度には撤去後1年目のモニタリングを行った。



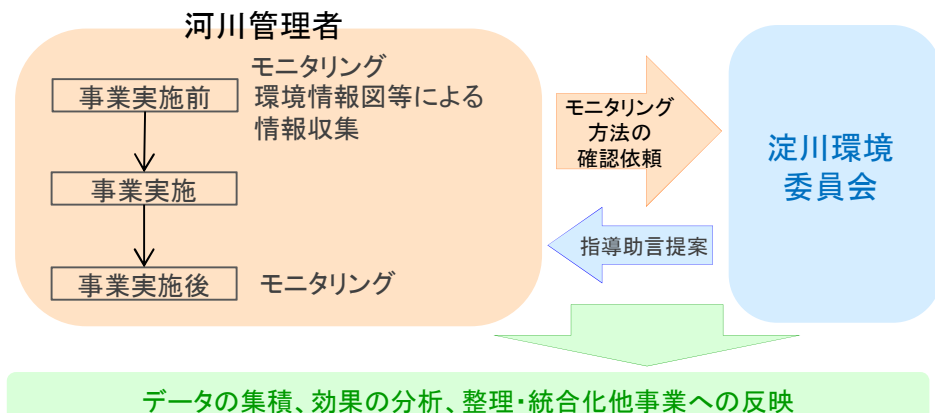
環境委員による現地指導状況



4号井堰左岸側

実施方針

河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。



結果

4号井堰撤去後1年目のモニタリング調査(魚類)では、堰撤去後に止水、緩流域を好む6種が未確認となった。一方、瀬周辺を好むアジメドジョウが新規に確認された。

堰撤去により、湛水域が流水域に変化したことで、瀬淵に流水を好む魚種が確認された。また、堰上流ではほとんど確認されていなかったヨドゼゼラが堰撤去後に上流側で多く確認された。

堰撤去により河川連続性が向上し、本種が分布範囲を広げている可能性がある。環境委員会の委員からは、外来種も生息範囲を広げる可能性があることから、モニタリング調査を継続して実施するよう助言があった。

- 未確認種(6種)
アブラボテ、カワヒガイ、ズナガニゴイ、ドジョウ、ミナミメダカ、シマヒレヨシノボリ
- 新規確認種(1種)
アジメドジョウ



流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工

【指標】生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工の実施内容・箇所数

全体像

河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。

特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前に専門家の指導や助言を得て、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。
(整備計画掲載箇所:P56)

実施方針

生物の生息・生育・繁殖環境に関する影響予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。
全ての工事において、以下を考慮して実施する。

【河川管理者】

- ・工事概要
- ・スケジュール
- ・環境情報図

工場の
実施内容等
を検討

【淀川環境委員会】

現地
立会

確認
依頼

指導
助言

実施内容	結果
<p>淀川環境委員会の指導・助言を得ながら生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し適切に工事を施工した。</p> <p>○仮締切時の魚類・底生動物保護の実施</p> <p>4号井堰撤去については、平成29～30年度に各年度において右岸、左岸を分けて撤去した。この撤去工事の際に、仮締切後の生物調査を行い、逃げ遅れた水生生物を捕獲し、工事影響のない場所に放流した。この対策により工事による生物への影響を軽減した。</p> <p>なお、右岸側撤去工事前には、地元住民と共同で水生生物の捕獲及び同定調査を行った後、採集した生物の放流を行った。</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>H30.2</p> <p>4号井堰右岸側の締め切り状況</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>H30.1</p> <p>4号井堰左岸側の締め切り状況</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; margin-top: 10px;"> <div style="width: 50%;">  <p>H30.1</p> <p>住民との水生生物調査及び保護活動</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>H30.1</p> <p>環境委員会委員による地元住民への説明会</p> </div> </div>

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生

【指標】関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生の実施内容

全体像

河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的な特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。(整備計画掲載箇所:p57)

実施方針

取り組みにあたっては、住民・住民団体(NPO等)との連携や、関連する行政機関などの関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。

実施内容

嵐山地区の当面の河川整備について、国・京都府・京都市の行政三者が週に一度の会議を通じ、具体的な調査・検討や課題の共有を行うと共に、地元説明等を三者一体で対応。文化財保全の観点から、文化財部局にも会議に同席を求め、素案段階から密な議論を継続。



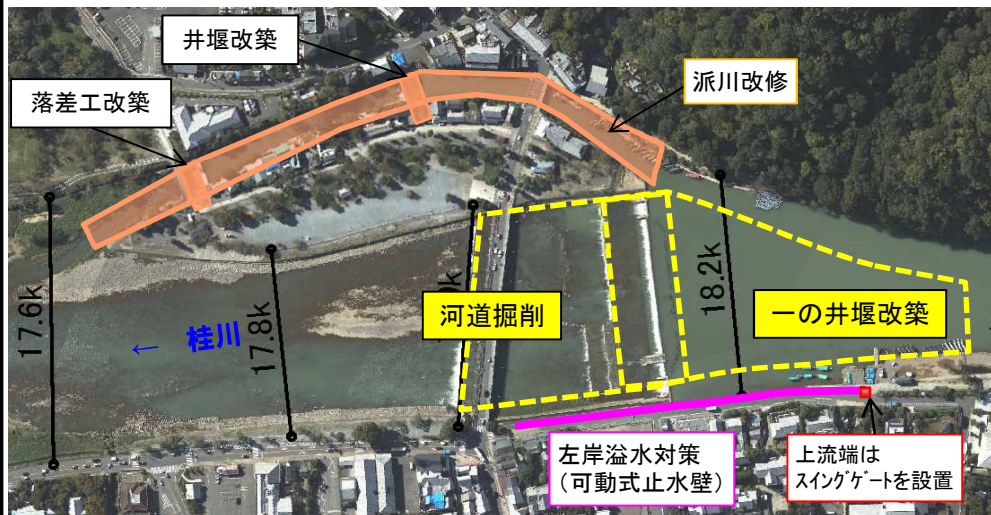
行政三者会議の様子



平成30年7月豪雨直後の合同現地調査

結果

地元、学識者、関係機関との調整の結果、国・京都府・京都市の行政三者が嵐山地区における当面の治水対策の方向性(平成16年洪水を安全に流下させるための方策)を平成30年12月にとりまとめた。



嵐山地区における当面の治水対策の方向性

さらに、上記のうち左岸溢水対策(可動式止水壁)は、嵐山地区の「史跡」及び「名勝」としての価値を減じない意匠について詳細に検討。文化財保護法に基づく現状変更協議の結果、令和元年10月に文化庁長官の同意を得た。



現況



整備後

可動式止水壁整備イメージ(平常時)

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ

【指標】河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけの実施内容

全体像

河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体(NPO等)と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。
また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。(整備計画掲載箇所:p57)

実施方針

本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とし、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断するものとし、今後も引き続き、河川保全利用委員会の指導・助言を頂きながら、適正な河川敷利用の推進を図る。

実施内容

桂川の高水敷利用について、右表に示す公園等を審議対象として河川保全利用委員会を開催。



R1.11.12

桂川運動公園(京都府)

年度	審議対象
H29	納所中河原ちびっこひろば
	堤外児童公園
	上野橋東詰公園
H30	大山崎町桂川河川敷公園
	桂川緑地公園
	桂川緑地離宮前公園
	久我橋東詰公園
R1	淀・桂川グラウンド
	羽東師運動広場
	桂川運動公園
	久世橋西詰公園
	久世橋東詰公園
	上野橋東詰公園

結果

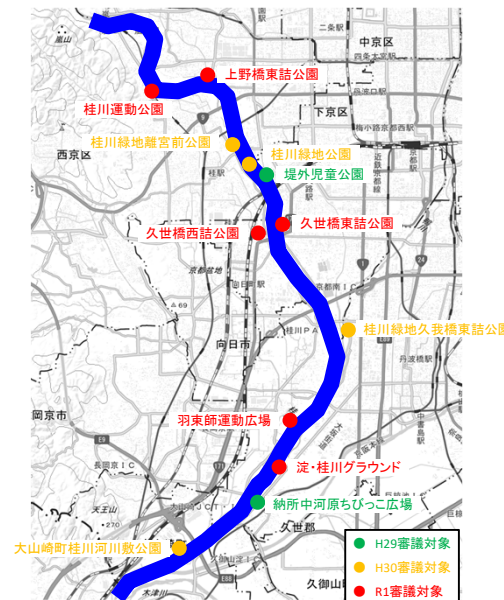


R1.11.12

河川保全利用委員会 開催状況

審議案件数

平成29年度	3件
平成30年度	4件
令和元年度	6件



河川保全利用委員会審議箇所

淀・桂川グラウンドは平成27年度から始まった桂川緊急治水対策事業により占用面積が大幅に減少した。

京都市において、従来のような運動広場としての利用に加え、河川レンジャーの協力を得た河川の自然環境を活かした植物や昆虫の観察イベント等の利用の検討を実施。



R1.11.12

現地視察の状況

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【河川環境(桂川)】

流域管理に向けた継続的な施策展開

【観点】河川環境の保全と再生のための人材育成

【指標】河川環境の保全と再生のための人材育成の実施内容

全体像

河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。
(整備計画掲載箇所:p56)

実施方針

河川環境の保全と再生のため、技術力の保持・伝承・向上を図る取り組みとして、多自然川づくり近畿ブロック担当者会議などに参加し、人材育成に努めていく。

実施内容

「多自然川づくり近畿地方ブロック会議」は、整備局・地方公共団体等の職員および民間技術者の技術力向上を目的として毎年開催。

【平成29年度開催】

10月18日(水)

事例発表10題 参加者59名

【平成30年度開催】

10月31日(水)

事例発表10題 参加者92名

【令和元年度開催】

10月30日(水)

事例発表9題 参加者66名



R1.10.30

令和元年開催状況

結果

有識者による基調講演や他事例の聴講、ポスターセッション、意見交換等を通じ、参加した河川系技術者の技術研鑽につながった。

淀川河川事務所では、平成29年度～令和元年度開催の当該会議において、事務所管内における多自然川づくりの取り組み事例を発表。

このうち、平成29年度及び平成30年度において、近畿ブロック優秀賞を獲得。



基調講演「河川生態学の基礎理論」
(三橋弘宗氏)



ポスターセッションの様子



【平成29年度発表】
天然記念物イタセンパラが生息できる
ワンド環境の維持管理



【平成30年度発表】
住民主導による河川伝統工法を用いた
河川環境保全・再生の取り組み

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【治水・防災(桂川)】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料頁
1	危機管理体制の構築	破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の確立	防災意識の啓発内容	進捗あり	4
2			自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制	進捗あり	5
3			ハザードマップの作成内容・フォローアップ	進捗あり	6
4			マイ防災マップの作成状況	進捗あり	7
5			地下空間の浸水被害への対応状況	進捗なし	—
6			水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承	進捗あり	8
7			水防拠点整備の内容・箇所数	進捗なし	—
8			公共施設の耐水化等の支援内容	進捗なし	—
9			水害に強い地域づくりに向けた取組内容	進捗あり	4
10			河川に集中させてきた洪水エネルギーの抑制/分散対策の実施	流域全体の総合的な治水の取組内容	該当なし
11	堤防強化の実施	堤防の強化対策の実施	HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長	進捗あり	9～12
12			堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長	進捗あり	9～12
13			堤防天端舗装実施内容・延長	進捗あり	9～12
14	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	上下流バランスの確保	上下流バランスにおける調整内容	進捗あり	13
15		河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減	整備による効果	進捗あり	14
16	高規格堤防(スーパー堤防)の整備	ハードによる超過洪水対策の実施	高規格堤防の整備内容・延長	該当なし	—
17	土砂対策	土砂移動の制御の実施	土砂移動抑制策(砂防堰堤、山腹工)の実施内容・箇所数	該当なし	—
18	既設ダム等の運用検討	洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況	既存ダムの効果内容・洪水位低下量	進捗あり	15

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料項
19	高潮対策	高潮被害軽減策の実施	橋梁の嵩上げ内容・箇所数	該当なし	—
20			陸閘の確実な操作のための取組	該当なし	—
21	地震・津波対策	地震対策事業の実施	河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数	進捗なし	—
22			緊急用河川敷道路の整備内容・延長	完了	—
23		津波対策事業の実施	津波ハザードマップ作成支援内容・作成市町村数	該当なし	—
24			津波情報提供設備の設置内容・設置数	該当なし	—
25			陸閘の確実な操作のための取組	該当なし	—

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況

【指標】災害体験者からの災害状況の聞き取り及び防災意識の啓発内容、水害に強い地域づくりに向けた取組内容

全体像

住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。
(整備計画記載箇所:p60)

実施方針

淀川水防連絡会や水害に強い地域づくり協議会において、水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災目標を共有し、ソフト対策を推進する。

実施内容

平成29年の水防法改正に伴い、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、**避難確保計画の策定及び訓練の実施が義務化されたため**、京都市域の3箇所の保育園と連携し、タイムラインの作成や図上訓練を実施。

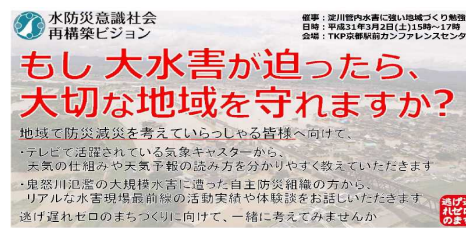


京都市白菊保育園における図上訓練(R2.1.30)

これまでの健常者を想定したもののや公的なタイムラインと異なり、水防担当外の人がどのような情報を出し入れしやすいか、どのような情報だと簡単に理解ができるか、日頃からの備えや保護者への連絡も含めて要配慮者となる園児の避難の実現にむけた訓練を実施。

実施内容

沿川住民を対象に「もし大水害が迫ったら、大切な地域を守れますか?」と題して、気象キャスターネットワーク事務局長から災害に備えて天気の仕事みや予報の読み方を分かりやすく講演いただくとともに、鬼怒川氾濫による大規模水害を経験した常総市の自主防災組織から、リアルな水害現場最前線の活動実績や体験談をお話いただいた。



講演状況



浸水想定区域図のVR体験

◆日時・会場
平成31年3月2日(土) 15:00~17:00
TKP京都駅前カンファレンスセンター ホール3A
京都市下京区貞享寺町195(鳥丸七条交差点) 福井ビル3F
会場へは公共交通機関をご利用下さい

◆講演 地域で防災活動に取り組む皆様向けの講演です

【講演1】天気はこう読む
～めまぐるしい昨今の天気について、分かりやすく解説します～
若谷 忠孝 氏 気象キャスターネットワーク 代表取締役 兼 気象キャスター 兼 気象予報士 初任
講師(コエイ) 田嶋 隆 氏 (日本テレビ系) ユースチューブ「NBCニュース」
VJ(2010年) (フジテレビ系) 兼、気象キャスター、気象予報士(気象庁)

【講演2】鬼怒川決壊時の自主防活動
～災害時に活躍した平時の取組、想定できない災害現場最前線の体験談～
須賀 英雄 氏 茨城県常総市 常総市自主防災組織 事務局長
気象予報士の防災士(気象庁) 兼、防災士
3年前に設けられた避難所となった「平成27年9月豪雨・東部豪雨」による鬼怒川堤防決壊の
大規模な水害が起きたが、事前の自主防災組織により大規模な浸水は免れた功績

会場では浸水想定区域図のVR体験も実施します
参加費 無料
申し込み不要

【日】平成31年3月2日(土) 15:00~17:00
【場】TKP京都駅前カンファレンスセンター ホール3A
定員 100名 (当日参加も可ですが、席に限りがございます)
【注】淀川管内水害に強い地域づくり協議会
(協議会) 第17年度(2019年度)第3回
【問合せ】 西+交通共 淀川河川事務所 企画課 TEL:072-843-2861

結果

講演中は熱心にメモを取る参加者が多く、定期的な開催要望や非常に為になったとの意見をいただき、また聴講者70人へのアンケート調査によると53人(75%)の方から講演は「大変参考になった」との評価を頂いた。
これらの取組により、水害の特性、避難方法の知識を今後の淀川管内での活動を通じて、多くの住民の自己防衛意識向上の一助となった。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の整備状況

【指標】自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制

全体像

人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。(整備計画記載箇所:p60)

実施方針

国、自治体、企業、住民等が、災害時に連携した対応を行うことができるようタイムラインを策定し、情報伝達の迅速化のために年に1度演習を実施する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成への支援を実施する。

実施内容

【ロールプレイング方式洪水対応演習を実施(令和元年7月16日)

水災害時における淀川河川事務所と関係自治体との連携体制と災害対応の強化を図り、危機管理の行動計画の改善を図ることができた。



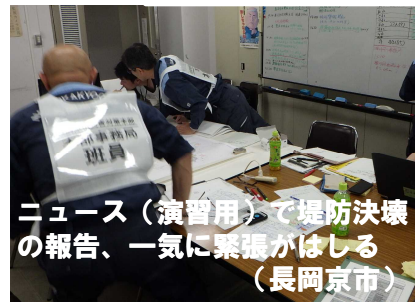
現場の情報を水防団から確認
(淀川河川事務所)



この方式ならではの
住民からの突然の対応(向日市)



住民への避難指示など
(京都市)



ニュース(演習用)で堤防決壊
の報告、一気に緊張がはしる
(長岡京市)

実施内容

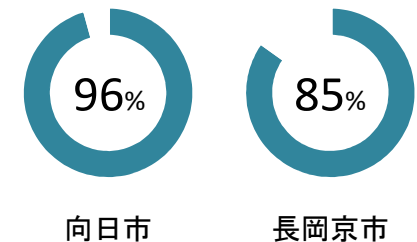
【要配慮者利用施設における避難確保計画の作成】

平成29年6月の水防法改正では、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となったことを受け、桂川沿川の長岡京市、向日市において、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成した。向日市では全23のうち22の施設管理者、長岡京市では全40のうち34の施設管理者と調整し、桂川または小畑川の洪水時における避難確保計画作成に向けて、各施設の浸水深の提示や避難箇所を確認した。市役所にて施設管理者と行政機関が対面で、計画の必要性やポイントを説明し、その場で計画が作成できるよう個別支援を実施した。



避難確保計画個別支援

避難確保計画作成状況



結果

水防法改正に伴う要配慮者施設の避難確保計画については、これまで作成していない施設管理者が直接、自治体と一緒に計画を作成することで、その場で作成ができたため、桂川沿川の2市ともに8割を超える要配慮者施設の避難確保計画の作成につながった。

このため、自治体や自治会、民間施設とそれぞれレベルは違ったとしても、簡単かつ早急に作成できるものであれば、前向きに作業を行っていただけることから、行政からの情報伝達や発信の内容については、受信者の理解に合わせた情報伝達体制を確立していく。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の確立

【指標】ハザードマップの作成内容・フォローアップ

全体像

1) 自分で守る (情報伝達、避難体制整備)

住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためにも、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。(整備計画記載箇所: p60)

実施方針

浸水想定区域指定を規定する水防法が、平成27年7月に改正。現行の洪水に係る浸水指定区域について、想定し得る最大規模の洪水に掛ける区域に拡充して公表、これらの情報をもとに、自治体では「早期の立ち退き避難が必要な区域」としてハザードマップに表示するなど、施設能力を超える大洪水の発生による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図る。

実施内容

浸水想定区域指定を規定する水防法が、平成27年7月に改正。これに合わせ、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)」公表(H27.7)、「水害ハザードマップ作成の手引き」改正(H28.4)された。淀川管内では、平成14年に作成した「洪水浸水想定区域図」を更新し、平成29年6月に「想定し得る最大規模」の降雨に対応した新しい「洪水浸水想定区域図」、あわせて、「浸水継続時間」「家屋倒壊等氾濫想定区域」を公表した。

公表後、各市町で作成するハザードマップの更新において、データを提供し、ハザードマップ作成の支援を行っている。

また、新たな浸水想定区域図作成後、沿川住民、要配慮者利用施設の方等から浸水深に関する問合せをいただくことが多く、沿川の防災意識向上に繋がっている。

実施内容

結果

【桂川沿川・向日市の事例】

向日市では令和元年6月にハザードマップを更新。従来の桂川の浸水想定区域図だけでなく、支川小畑川や内水氾濫による浸水範囲についてもそれぞれ表示するとともに、浸水の経過時間(洪水の拡がり)や私の防災行動計画としていつ、だれが、何をするのかをメモとして記載できる様式も追加されている。

大雨により、河川の水位が上昇することで、下水道や水路からの排水ができなくなり、水があふれ出す現象を「内水氾濫」と言います。

大雨によって河川を流れる水が大幅に増え、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することにより水が溢れ出す現象を「外水氾濫」と言います。

内水氾濫シミュレーション: 内水氾濫ハザードマップは P8 へ

小畑川の氾濫シミュレーション: 小畑川ハザードマップは P9 へ

桂川の氾濫シミュレーション: 桂川ハザードマップは P10 へ

道路の冠水: エンジンが停止したり、ドアが開かないなど、車内から出られないことがあります。

床下浸水・床上浸水: 流れ込んでくる水は泥水であり、水が引いた後も土砂や汚泥が堆積するため、片付けが大変です。

家屋の倒壊: 河川沿いでは、家屋が倒壊し、命の危険性もあります。

私の防災行動計画

台風や大雨による洪水等の災害に備え、「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ時系列で整理し、いざという時に自分自身の身を守るため、家族構成や住んでいる地域の状況に合った防災行動計画を作成しましょう。

住所: 向日市 町

警戒レベル	避難準備等	防災気象情報	私の備え	私の備え(家族別)
警戒レベル1 大雨の発生 高水警戒情報 大雨の発生 浸水警戒情報	災害発生情報 大雨の発生 浸水警戒情報	警戒レベル2 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報		避難が完了していない場合は、高い建物や安全な場所に避難
警戒レベル2 大雨の発生 高水警戒情報 浸水警戒情報	避難準備 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報	警戒レベル3 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報		川の水位や土砂災害の情報をインターネットで確認 戸閉め、電源ブレーカーを切る 備え付けの備え、乾物を準備し避難
警戒レベル3 大雨の発生 高水警戒情報 浸水警戒情報	避難準備 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報	警戒レベル4 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報		天候予報に注意 家の周りに風で飛ばされるものがないか確認 防災マップで避難場所・避難手段を確認 避難開始の準備 自分の浸水深さや避難所に土のうを準備 避難生活に必要な物資を準備する
警戒レベル4 大雨の発生 高水警戒情報 浸水警戒情報	避難準備 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報	警戒レベル5 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報 浸水警戒情報		

これは、住居が主体的に避難行動をとるために参考とする情報です。

平日注意情報

＜淀川流域の直轄河川のL2浸水想定区域によるハザードマップに更新した自治体＞
 大阪市、守口市、枚方市、門真市、寝屋川市、摂津市、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、精華町、名張市、伊賀市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市、大津市
 (24市町/流域内43市町村、H29～R1の作成市町数: 23市町)

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策、避難体制の整備状況

【指標】マイ防災マップの作成状況

全体像

大洪水により甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各種体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定める。
(整備計画記載箇所:p60)

実施方針

住民自ら地形特性や治水特性を調べ、地域の現状を知り、被害の軽減対策、避難体制や具体的な防災行動を確認していただくため、淀川水害に強い地域づくり協議会でマイ防災マップの作成を支援し、多くの自治会等で作成して頂くことを目指す。

実施内容 **結果**

各自治体が「マイ防災マップの作成手引き書(案)」に基づき、取り組む住民参加型のマイ防災マップ作成の支援を実施。
支援内容として、マップ作成の下図となる白図や浸水想定区域図等の基礎資料作成及び各水位観測所の避難判断に必要な水位等のデータ整理、マイ防災マップ作成のためのワークショップ開催の補助を実施しており、これまで淀川管内で27地区(うち桂川沿川は4地区)においてマイ防災マップを作成。



東和苑 **マイ防災マップ** **水害編**

近來、各地で大雨が豪雨を繰り返しています。東和苑においても、長岡京市では、平成29年度に水害のリスクがある東和苑地域で、住民が主体となりまちを実際に歩き、マイ防災マップを作成した。このマップが有効に活用されることを願っています。(自主防災会)

実施内容 **結果**

長岡京市では、平成29年度に水害のリスクがある東和苑地域で、住民が主体となりまちを実際に歩き、マイ防災マップを作成。



東和苑自治会 安全な避難のしおり

東和苑自治会 避難のルール 避難の基準

早期の避難行動が大切！
避難行動が大切！避難行動が大切！避難行動が大切！避難行動が大切！避難行動が大切！

行政の避難情報 行政の避難情報

浸水の速い避難場所 浸水の速い避難場所

避難情報の入手方法 避難情報の入手方法

避難する際の注意 避難する際の注意

非常用持ち出し品について 非常用持ち出し品について

緊急連絡先一覧 緊急連絡先一覧

また、長岡京市では、平成30年度に水害のリスクがある久貝地区でも、マイ防災マップを作成し、自治会毎の危機意識を向上させている。



久貝自治会 安全な避難のしおり

久貝自治会 避難のルール 避難の基準

早期の避難行動が大切！
避難行動が大切！避難行動が大切！避難行動が大切！避難行動が大切！

行政の避難情報 行政の避難情報

浸水の速い避難場所 浸水の速い避難場所

避難情報の入手方法 避難情報の入手方法

避難する際の注意 避難する際の注意

非常用持ち出し品について 非常用持ち出し品について

緊急連絡先一覧 緊急連絡先一覧

マイ防災マップ作成では、自治会からの参加者に淀川流域の概要、過去の被害、水害のリスクといった水害に対する基礎知識を勉強していただくとともに、まち歩きを行い、地区ごとに気をつける点を認識し、マップを作成しており、引き続き、流域全体の危機意識向上に向け、マイ防災マップ作成の支援を継続していく。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

危機管理体制の構築

【観点】破堤氾濫に備えた被害の軽減対策, 避難体制の整備状況

【指標】水防活動、水防訓練への支援内容及び水防技術の継承

全体像

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)
 水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要があるため、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。
 (整備計画記載箇所:p62-63)

実施方針

「水害に強い地域づくり協議会」において決定した「『水防災意識社会再構築ビジョン』に基づく取組方針」に示された平成32年度までに達成を目途とするハード整備及びソフト対策について、関連自治体、関連機関との協働により進めていく。

実施内容	結果
<p>大山崎町では、三川合流の地であり、水防災意識も強い一方で、若年層の危機意識は低下傾向にある。</p> <p>このため、毎年出水期前には大山崎消防署・消防団と合同で水防訓練を実施し、町からも若手職員(主に新採職員)を動員し、土のう作りや水防工法を経験し、水防技術を伝承するとともに水防災意識を向上させている。</p>	



実施内容	結果
<p>大山崎町では、住民を対象に、地域防災の要として「自助」「共助」の重要性を地域に広め、防災活動の活性化に寄与していただく人材を育成することを目的とした、防災伝道師養成講座を開催。</p> <p>防災伝道師養成講座では、講義やワークショップ、自主防災組織の取組紹介のほか30年7月豪雨で被災された自主防災の方の防災講演など内容に富んだ講座を開催。</p>	



被災防災組織の方の防災講演



クロスロードゲームで意見交換



自主防災組織の取組紹介



町長から防災伝道師認定証を交付

住民の方々に各種災害の仕組みや災害発生時の対応等を学んでいただき、地域防災の要となる人材を育成していくため、引き続き防災伝道師養成講座を開催していく。

堤防強化の実施

【観点】堤防の強化対策の実施

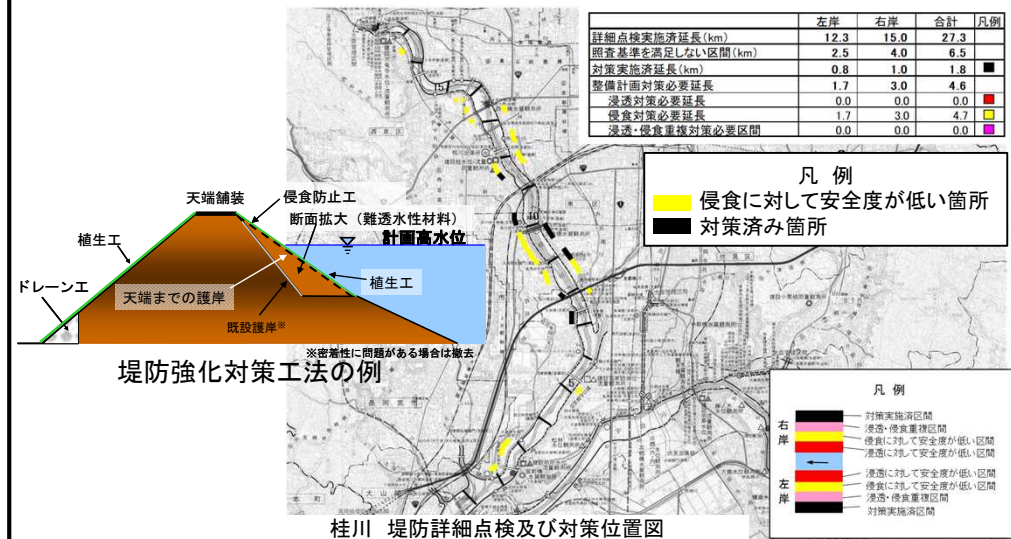
【指標】HWL以下、浸透、侵食対策実施内容・延長、堤防天端以下、侵食対策実施内容・延長、堤防天端舗装実施内容・延長

全体像

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされていないとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。堤防強化については、その対策が必要となる区間は81.5kmと長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区分毎の安全性や緊急性をふまえ優先度の高いところから実施する。また、出水による堤防の被災状況などを踏まえ、下記区分以外で安全性の低い区分が抽出された場合には、必要な対策を検討のうえ実施する。
(整備計画記載箇所:p64~p65)

実施方針

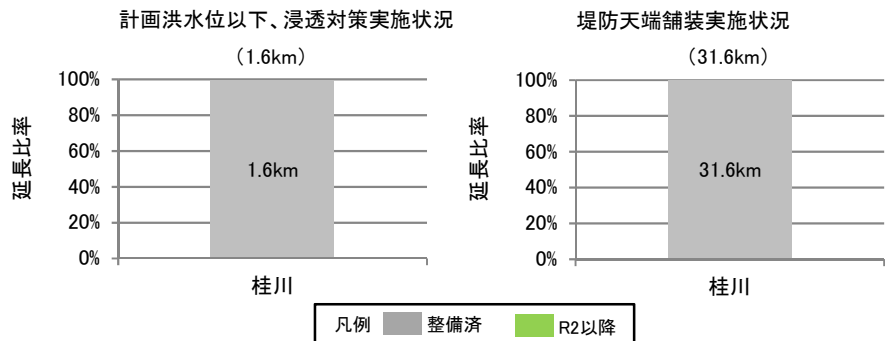
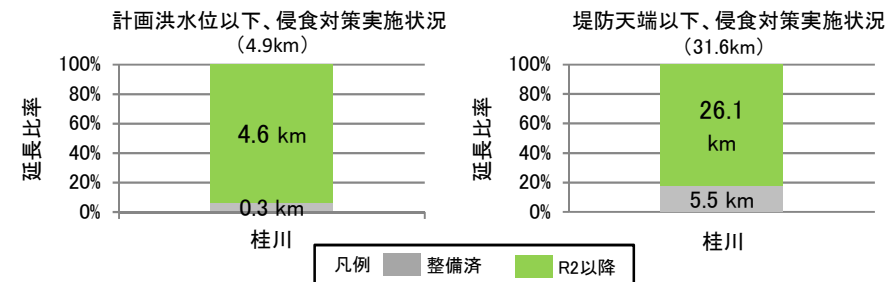
整備計画に位置づけた堤防の浸透対策は完了。引き続き、堤防の侵食対策についても実施していく。



実施内容 結果

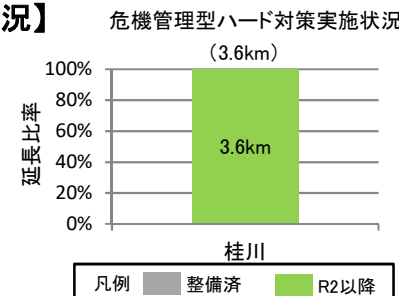
堤防強化対策について、桂川では浸透対象延長1.6kmの整備がH23年に完了。

これまでのところ浸透や漏水等による堤防の欠損等は発生していない。



【水防災意識社会・再構築ビジョンの対応状況】

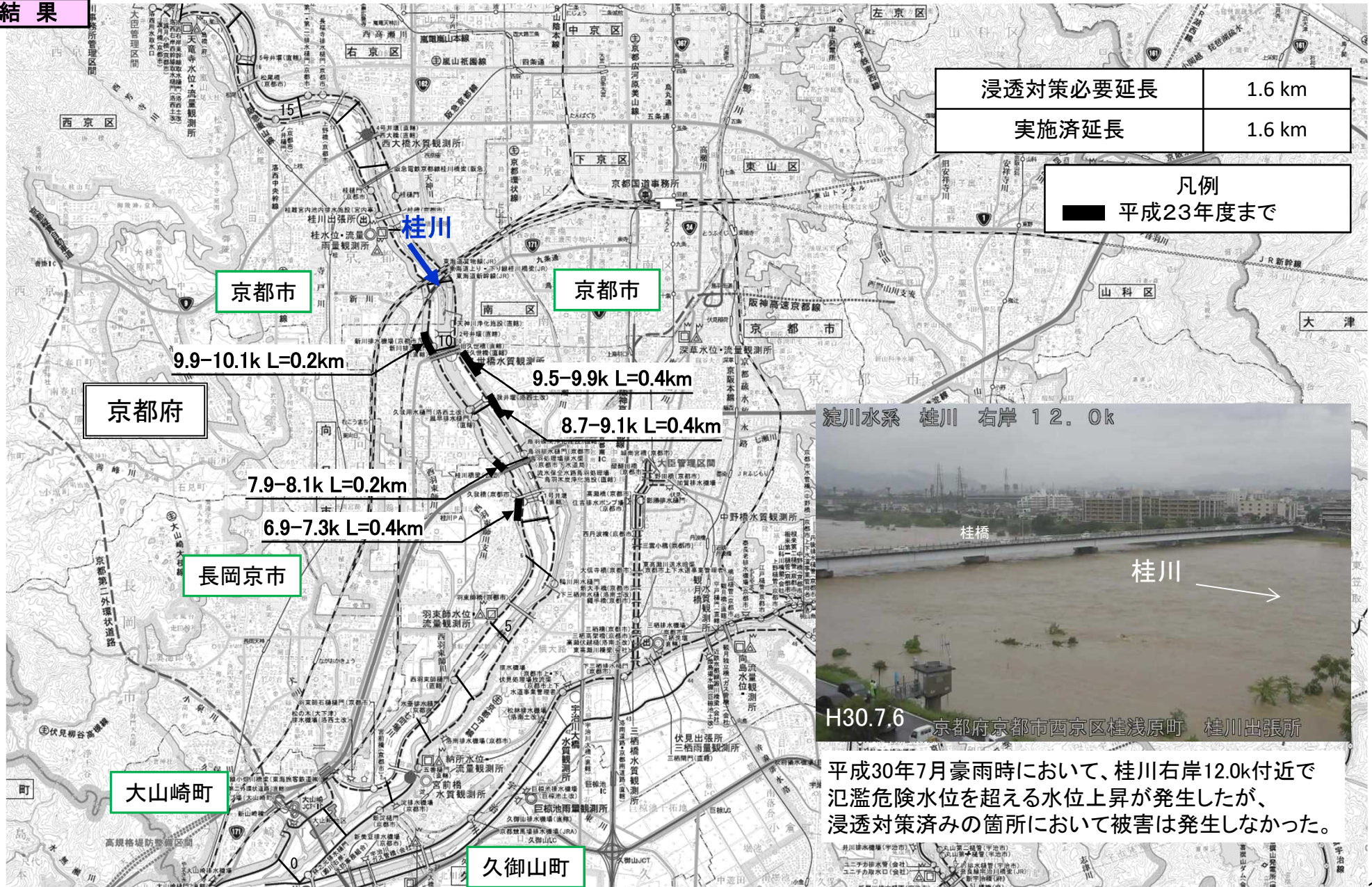
水防災意識社会・再構築ビジョンの危機管理型ハード対策として、桂川では延長3.6kmの裏法尻の補強を令和2年度を完了目処に実施。



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

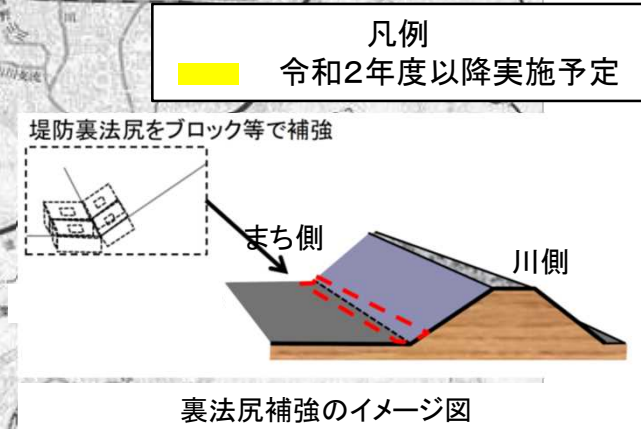
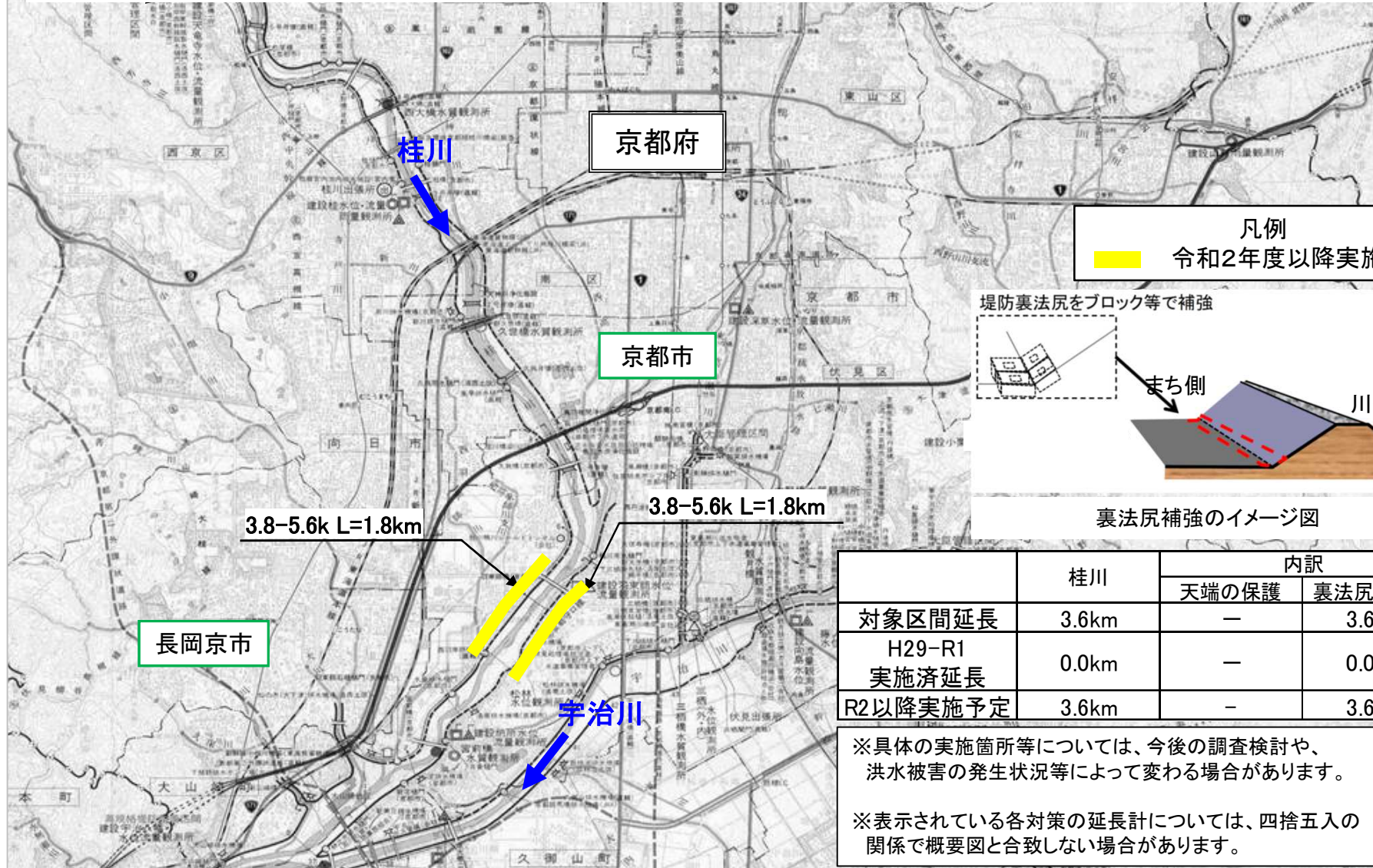
実施内容 結果

計画高水位以下の水位の流水の通常的作用による浸透に対して安全度が低い箇所において堤防強化を平成23年度までに完了。



平成30年7月豪雨時において、桂川右岸12.0k付近で氾濫危険水位を超える水位上昇が発生したが、浸透対策済みの箇所において被害は発生しなかった。

- 実施内容** ○決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策として、裏法尻補強区間を設定
- 結果** ○平成30年7月豪雨等の近年災害を受け実施した重要インフラ緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策として重点的に推進する予定



	桂川	内訳	
		天端の保護	裏法尻の補強
対象区間延長	3.6km	—	3.6km
H29-R1 実施済延長	0.0km	—	0.0km
R2以降実施予定	3.6km	—	3.6km

※具体的実施箇所等については、今後の調査検討や、洪水被害の発生状況等によって変わる場合があります。

※表示されている各対策の延長計については、四捨五入の関係で概要図と合致しない場合があります。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

川の中で洪水を安全に流下させるための対策

【観点】上下流バランスの確保、河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減

【指標】上下流バランスにおける調整内容

全体像

狭窄部及びその上流に必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生じた際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態^{注)}のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調整施設を整備し、下流への流量増を抑制する。

注)自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水池等の洪水調節施設が整備されていない状態。

これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下出来る範囲で狭窄部の開削を実施する。(整備計画記載箇所:p72)

実施方針

京都府による亀岡市域の改修と、直轄による桂川、淀川本川のいずれについても、下流区間における現況の治水安全度を確保しつつ整備を行い、治水安全度を段階的に向上させる。

実施内容 結果

亀岡市域の改修を含む「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」の策定に向け、上下流バランスの観点から整備メニューについて京都府と協議・調整を実施。

桂川の改修ステップ(イメージ)

嵐山下流	①H25洪水を溢れさせない (緊急治水対策)	②H16洪水を H.W.L.以下で流下	③戦後最大洪水を H.W.L.以下で流下
嵐山	①H16洪水を溢れさせない (固定堰撤去、左岸溢水対策)		
亀岡	①高水敷掘削 (H29.6完了)	②震堤1m 嵩上げ	③震堤をH.W.L.まで 嵩上げ、河道掘削

② 護岸整備
堤防強化

②' 上下流バランスを確保しながら
震堤を更に嵩上げ

R1年度末

実施内容 結果

協議・調整をふまえ、平成30年8月に京都府が「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」を策定。上下流バランスに配慮した震堤の嵩上げや河道掘削等を計画に位置づけ。亀岡地区の当面の対策としては、嵐山地区の左岸溢水対策完成と合わせて、震堤を1m程度嵩上げすべく、引き続き工程調整等を進めている。

また、桂川の直轄管理区間においても、淀川本川が有する治水安全度を人為的に低下させないように、貯留施設や淀川本川の改修状況をふまえつつ河道掘削等を実施。

4号井堰
[令和元年度撤去完了]
H31.4.19撮影

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【治水・防災(桂川)】

川の中で洪水を安全に流下させるための対策

【観点】河道流下能力の増大、洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減

【指標】整備による効果

全体像

現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。嵐山地区についても、整備に当たっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。
(整備計画記載箇所:p75)

実施方針

当面、桂川緊急治水対策として平成25年台風18号を堤防天端以下で流下させる。
嵐山については景観等への影響の小さい対策を順次実施する。

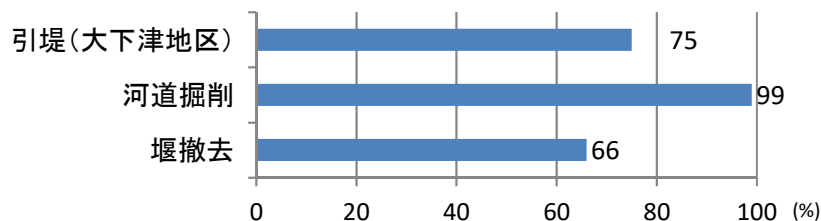
実施内容

＜桂川緊急治水対策事業＞

河道掘削による断面の拡幅と、洪水流の障害となっている堰を撤去することで洪水時の水位を低下させる。

・河道掘削 約107万³m、堰撤去(1号・4号・6号)、嵐山地区の整備

□桂川緊急治水対策進捗率 (令和2年3月末時点)



実施内容



結果

事業の進捗により、令和2年度で平成25年台風18号と同規模の流量が流下した場合においても、堤防越水を回避できる見込み。また、平成30年7月洪水についても、久我地区において洪水位を計画高水位以下まで低減できる見込み。

既存ダム等の運用検討

【観点】洪水調節の効果的な実施による洪水位の低減状況

【指標】既存ダムの効果内容・洪水位低下量

全体像

既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。(整備計画記載箇所:p81)

実施方針

淀川水系にある国土交通省及び(独)水資源機構が管理する7ダムによる洪水調整により、ダム下流の河川(淀川・宇治川・木津川・桂川)の水位低下、洪水被害軽減を図る。



H25T18洪水におけるダム貯水池



実施内容

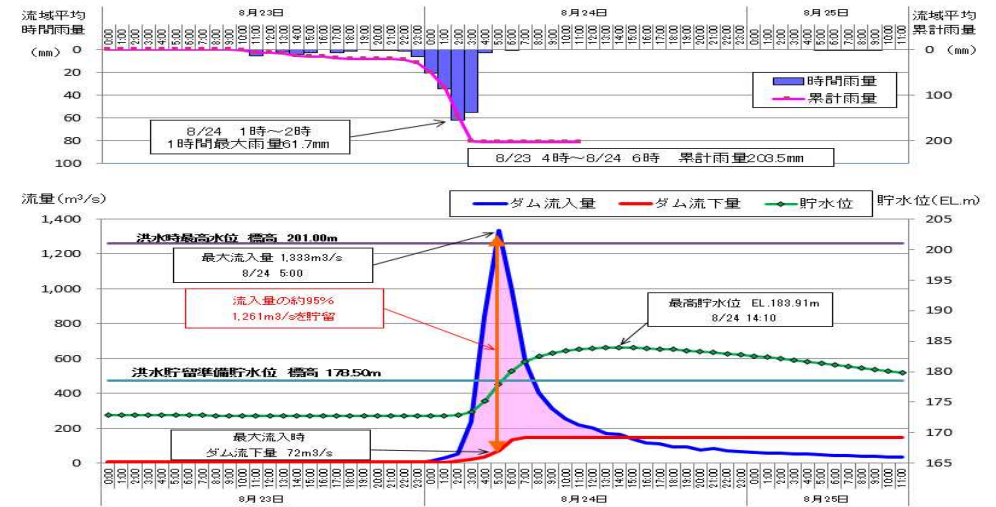
平成30年8月24日台風20号において、日吉ダムで洪水調節を行い、洪水位の低減を図った。

日吉ダムでは防災操作を実施し、最大流入時には下流の河川へ流す水量を毎秒72立方メートルとし、毎秒1,261立方メートルの流量を低減(約95%低減)した。

【ダムの操作状況】

年 月 日	洪水原因	ダム名	最大流入量 (m ³ /s)	最大流入時放流量 (m ³ /s)
H30年8月24日	台風20号	日吉ダム	1,333	72

(日吉ダム)降雨量/流入量・放流量



結果

日吉ダムは、約1,480万立方メートル(京セラドーム大阪約12杯分)を貯留したことにより、ダム下流の保津橋地点の河川水位を約2.16メートル以上低減し、はん濫危険水位の超過を回避した。

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【利水】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

	点検項目	観 点	指 標	平成29～令和元年度 進 捗	本文頁
1	環境に配慮した効率的な水利用の促進	慣行水利権の許可水利権化の実施	水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況	進捗有り	2
2		効率的な水利用の促進	効率的な水利用のための取り組み	進捗有り	3
3		安定した水利用が出来ていない地域の対策	新規水源の確保内容	進捗有り	4
4	渇水への備えの強化	渇水調整の円滑化への取り組み	渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容	進捗有り	5
5		渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況	渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容		

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】慣行水利権の許可水利権化の実施

【指標】水利権の見直し、転用、慣行水利権の許可化の実施状況

全体像

- ・現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。
- ・農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。

(整備計画記載箇所:p85)

実施方針

- ・今後も、河川管理者としては、許可水利権化に向けて資料作成やデータ提供等のサポート可能な協力を行い、引き続き占用許可更新時の協議等を通じて許可水利権化の働きかけを行っている。

実施内容

- ・占用許可更新時に水利権の必要水量の根拠を厳格に審査し、必要に応じて利水者と直接協議することで適正と考えられる量で水利権を許可している。
- ・取水施設の点検や占用許可更新時の協議の機会を通じて、許可水利権化の働きかけを行った。
- ・占用許可更新時の申請書に記載されている使用水量と比較して、取水実績が少なかった慣行水利権について、適正な使用水量算出のための指導を行った。
- ・令和元年度においては許可水利権化の実績はない。

結果

水利権の許可更新時に取水量の減量や用途廃止等の水利権量の見直しを行っている。

また、慣行水利権の許可水利権化については、法定化に向けた働きかけを行っているものの、平成28年以降、水利権許可の実績はない。

目的		取水件数 (平成29 年3月現 在)	最大取水量 (m3/s) (平成29年3月現 在)	取水件数 (令和2年 3月現在)	最大取水量 (m3/s) (令和2年3月現 在)
		農業用水	許可	68	163.042
	慣行	41	34.615	39	34.232
	小計	109	197.657	106	195.923
	水道用水	43	105.481	42	100.859
	工業用水	27	28.255	25	21.731
	その他用水	9	0.455	6	0.278
	発電用水	35	694.128	32	691.533
	計	223	1,025.976	211	1,010.324

【淀川水系における慣行水利取水状況】(R2.3時点)

淀川: 7件
 宇治川: 2件
 桂川: 4件
 木津川: 22件
 猪名川: 4件 合計39件

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】効率的な水利用の促進

【指標】効率的な水利用のための取り組み

全体像

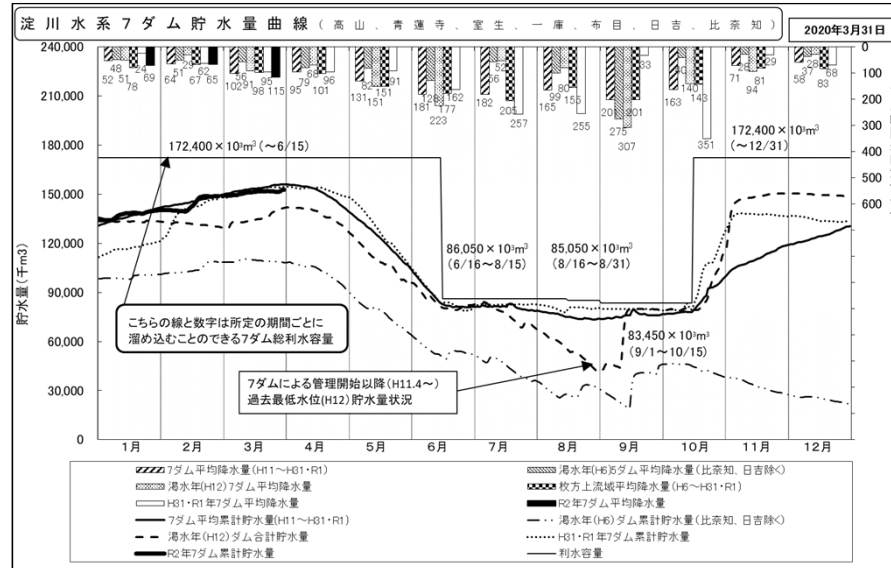
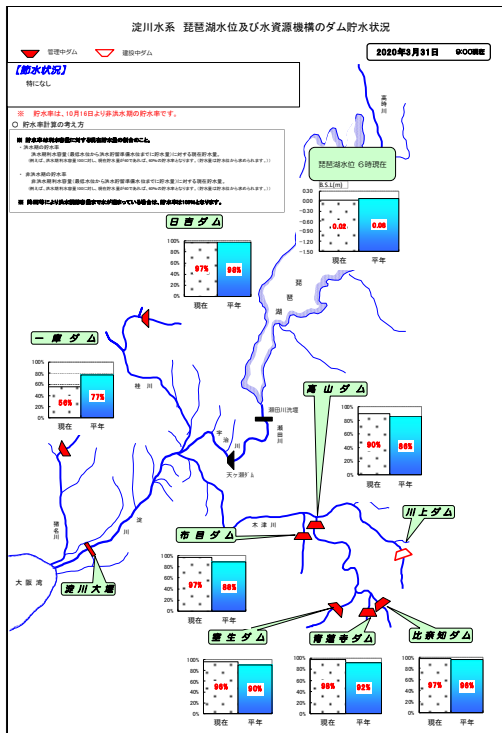
河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。
(整備計画記載箇所:p86)

実施方針

・今後も、節水協力等の広報・啓発を実施することにより、住民の意識向上を図る。

実施内容 結果

日々、ダムの貯水率をホームページで公表、各種イベントでのパネル展示などにより、節水への意識向上を図っている。



建設技術展での展示(R1.10.23)

各種イベントでの広報・啓発パネル展示

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社HPより
URL:<http://www.water.go.jp/kansai/kansai/html/suigen/kassui.pdf>

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

環境に配慮した効率的な水利用の促進

【観点】安定した水利用が出来ていない地域の対策

【指標】新規水源の確保内容

全体像

・水需給が逼迫するなど安定した水利用が出来ない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。

・伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムによる新規水源を確保する。

・京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。

(整備計画記載箇所:p87)

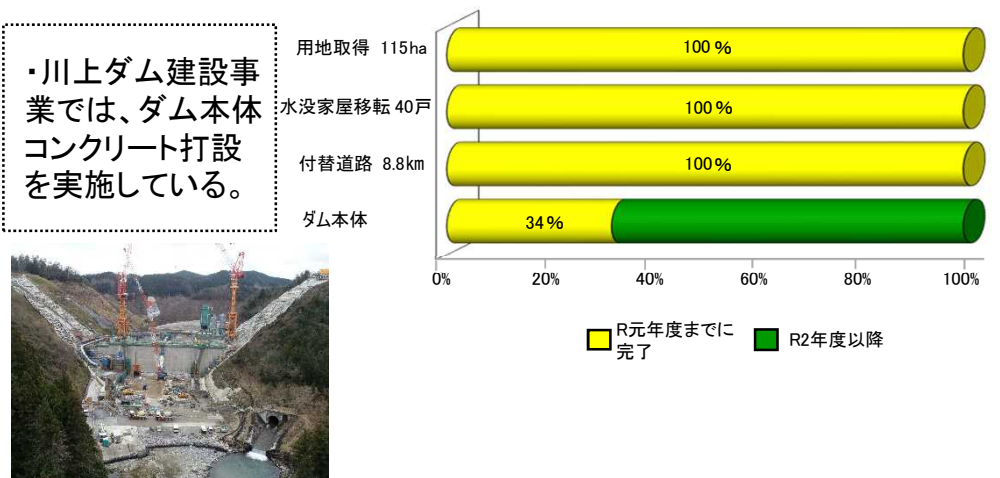
実施方針

・安定した水利用を確保するため、川上ダムや天ヶ瀬ダム再開発事業を実施しているところであり、今後も、安定した水利用を確保するため、必要な整備を進める。



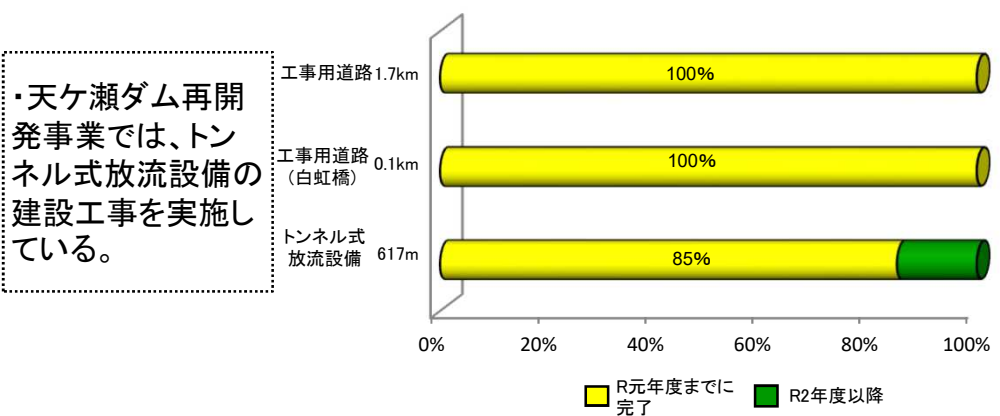
実施内容 結果

◆川上ダム建設事業進捗率（令和2年3月末時点）



コンクリート打設状況 (R2.3)

◆天ヶ瀬ダム再開発事業進捗率（令和2年3月末時点）



令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利水】

渇水への備えの強化

【観点】渇水調整の円滑化への取り組み、渇水対策容量の必要性和確保手法の検討状況

【指標】渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化(利水者会議)の実現に向けた内容
渇水対策容量を確保することによる想定被害減少の検討内容など

全体像

近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時からの情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。

また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。

計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。
(整備計画記載箇所:p87)

実施方針

- ・今後も、利水者との意見交換を行いつつ、渇水調整方法について利水者の意向を確認しながら検討を進めていく。
- ・渇水対策容量の確保については、中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、今後、近畿地方整備局において必要な措置を検討していく。

実施内容

結果

- ・平成29年度は、「淀川水系水利用検討会」において利水者との個別の意見交換を行い、渇水調整方法について利水者の意向を確認しているところ。
- ・平成30年度から令和元年度は「気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響」についての検討を行い、一定の評価結果が得られたので、引き続き、「気候変動が淀川水系の渇水リスクに及ぼす影響」の検討を行い、利水者等との情報共有を図り、必要な水を確保するための対策についての検討を進めていく。
- ・令和元年度は、学識者や各行政機関等を交えて、気候変動に関する研究動向や気候変動による水資源分野への影響について、情報共有・意見交換を実施した。

※【淀川水系水利用検討会(利水者会議)】設置

社会経済情勢の変化等を踏まえ、関係水利使用者等が河川管理者と共に水利用に関する情報交換や意見交換を行うことにより、淀川水系の水利用に関する現状と課題について認識を共有するとともに、関係者間の相互理解を醸成し、今後の水利用のあり方について検討を行うことを目的とする。

◆検討事項

- ・淀川水系における渇水調整の考え方に関する事項
- ・淀川水系における渇水リスクに関する事項
- ・淀川水系における既存水資源開発施設の活用に関する事項
- ・その他、本検討会の目的達成に関する事項

◆構成機関

近畿地方整備局、近畿経済産業局、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、大阪広域水道企業団、阪神水道企業団



情報共有・意見交換の実施状況(令和2年1月30日)

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【利用(桂川)】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料頁
1	川らしい利用の促進	水域の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(水面利用)	舟運の取り組み内容	該当なし	—
2			秩序ある河川利用に向けての取組内容・誘導、規制数	該当なし	—
3		川の安全利用施策の実施	安全利用点検の実施内容	進捗あり	3
4		「川に活かされた利用」の実施	河川でしか出来ない利用の実施内容	進捗あり	4
5		陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)	河川保全利用に関する取り組み内容	進捗あり	5
6			違法行為の是正内容	進捗あり	6
7	憩い、安らげる河川の整備	憩い、安らげる河川の整備	水辺の整備内容	進捗なし	—
8			小径(散策路)の利便性向上の取組内容	進捗なし	—
9			迷惑行為の是正内容・対策箇所数	進捗あり	7
10			ホームレス対応内容・確認数	進捗あり	8
11	まちづくり・地域づくりとの連携	まちづくりや地域連携の取り組み	歴史文化と調和した河川整備内容	進捗あり	9
12			水辺を活かしたまちづくりの利便性向上の取組内容	該当なし	—

川らしい利用の促進

【観点】川の安全利用施策の実施

【指標】安全利用点検の実施内容

全体像

川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体(NPO等)の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会(仮称)」を設置し、河川利用者の代表者ととともに、対策方法について検討する。(整備計画掲載箇所:p90)

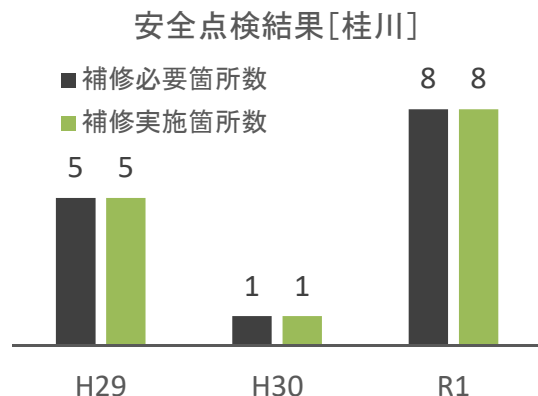
実施方針

河川利用者が安全に楽しめるように、出水期前までに職員が危険箇所や注意喚起箇所を確認する安全利用点検を実施し、補修等の必要箇所は応急的に処置し順次対策を実施する。

また、引き続き河川利用者に対して巡視員による口頭注意や看板設置等により水難事故防止等の注意喚起を実施するとともに、インターネット等による情報提供や、沿川の幼稚園・小学校にチラシ配布する等の安全利用の向上に資する施策を実施する。

実施内容

安全利用点検結果を基に、注意喚起看板補修等を実施するとともに、河川利用者に対して巡視員による口頭注意や看板設置等により水難事故防止等の注意喚起を実施。



実施内容



H31.4

安全利用点検(桂川左岸17.8km)



R1.9

水難事故防止の取り組み
ライフジャケット着用指導



H31.4

注意看板 補修前(桂川左岸7.2km)



H31.4

注意看板 補修後(桂川左岸7.2km)

結果

危険箇所における注意喚起看板の設置や水難事故防止の教育等を行った結果、利用者が増加するゴールデンウィークや夏休み期間において平成29年度～令和元年度にかけて無事故であった。

川らしい利用の促進

【観点】「川に活かされた利用」の実施

【指標】河川でしか出来ない利用の実施内容

全体像

自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。(整備計画掲載箇所: P88)

実施方針

河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体(NPO等)と連携した環境学習を推進する。

河川レンジャーと連携し、地域からの要請等に応じて河川環境を勉強・体験する場を設ける。

実施内容 **結果**

【川の生物調査会】

地域における川に親しむ取り組みとして家族で小泉川・小畑川に入り、水生生物・魚などの種類や生態を調べ、解説することで、参加者に自然の豊かさを伝え、川を楽しむ理解を深めてもらった。平成29年度～令和元年度にかけて、計107回実施した。



生き物観察(小泉川)



魚追い込みによる捕獲体験(小畑川)

実施内容

結果

【自然観察会】

桂川流域の小学校等を対象として、桂川周辺の現地に赴き、たも網を使って魚の捕獲体験。捕った魚の魚種、特徴を解説。外来種、在来種の説明。また、桂川の説明や川遊びの注意事項について啓発を行った。



R1.9.8



R1.9.8

昆虫・魚類観察(京都市右京区少年野球チーム)

河川レンジャーと連携して、平成29年度～令和元年度にかけて、計32回、川の生物調査会や自然観察会を実施した。

年間を通じて複数回活動を実施した学校もあり、季節ごとの川の自然を体感し、環境保全について学ぶ機会を提供した。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(桂川)】

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】河川保全利用に関する取組内容

全体像

河川敷利用にあたっては、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。(整備計画掲載箇所:p90)

実施方針

本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とし、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聴きながら判断するものとし、今後も引き続き、河川保全利用委員会の指導・助言を頂きながら、適正な河川敷利用の推進を図る。

実施内容

桂川の高水敷利用について、右表に示す公園等を審議対象として河川保全利用委員会を開催。



R1.11.12

桂川運動公園(京都府)

年度	審議対象
H29	納所中河原ちびっこひろば
	堤外児童公園
	上野橋東詰公園
H30	大山崎町桂川河川敷公園
	桂川緑地公園
	桂川緑地離宮前公園
	久我橋東詰公園
R1	淀・桂川グラウンド
	羽東師運動広場
	桂川運動公園
	久世橋西詰公園
	久世橋東詰公園
	上野橋東詰公園

結果

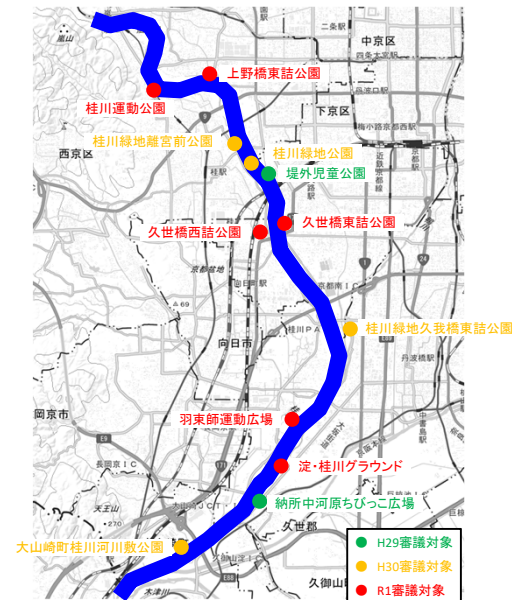


R1.11.12

河川保全利用委員会 開催状況

審議案件数

平成29年度	3件
平成30年度	4件
令和元年度	6件



河川保全利用委員会審議箇所

淀・桂川グラウンドは平成27年度から始まった桂川緊急治水対策事業により占用面積が大幅に減少した。

京都市において、従来のような運動広場としての利用に加え、河川レンジャーの協力を得た河川の自然環境を活かした植物や昆虫の観察イベント等の利用の検討を実施。



R1.11.12

現地視察の状況

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(桂川)】

川らしい利用の促進

【観点】陸域・水陸移行帯の秩序ある淀川利用に向けての誘導または規制の取組(川らしい河川敷利用)

【指標】違法行為の是正内容

全体像

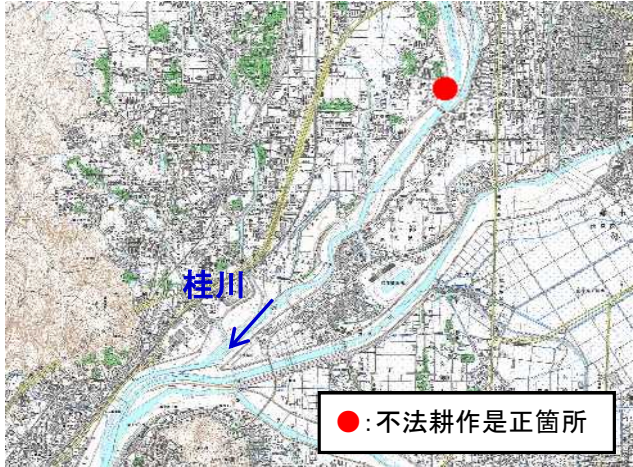
河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。
(整備計画掲載箇所:p91)

実施方針


不法耕作及び工作物を不法に設置している行為者に対し、是正看板設置や現地指導を行い、是正を求める。

実施内容 **結果**

平成29年度～令和元年度において、桂川(京都市域)の約5,300㎡の不法耕作を是正した。平成28年度の不法耕作面積は約3.4万㎡であったが、令和元年度において約2.9万㎡となり、減少している。



●: 不法耕作是正箇所



H30.1

不法耕作の是正箇所の位置図

実施内容 **結果**



撤去前

是正看板

解体時

撤去後

不法工作物に対しては、是正看板設置や現地指導を行い、行為者による撤去が行われた。また不法耕作地については、河道掘削工事の実施に伴い是正を行った。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(桂川)】

憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】迷惑行為の是正内容・対策箇所数

全体像
 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。
 (整備計画掲載箇所:p92)

実施方針
 河川区域内へのゴミ投棄対策として、啓発活動、警告看板設置を実施するとともに、BBQ有料化の社会実験に取り組み、利用者の意識高揚を図る。

実施内容
 松尾橋周辺では、バーベキュー利用者が多く、大量のゴミの放置、カラスの飛来、騒音、花火、煙、路上駐車等の迷惑行為が発生しており、周辺地域から環境改善の要望があった。



実施内容 **結果**
 環境改善に取り組んでいくための一方策として、バーベキュー有料化により利用者から頂く料金をもって周辺環境の改善を試みるための社会実験を平成29年度から令和元年度の3年間実施した。

BBQ利用区域

運営本部 受付・WC9基・手洗い ゴミ置き場

橋下 火気使用禁止

松尾橋付近

松尾大社駅

50m

松尾橋付近

桂川・松尾橋 環境改善
BBQ有料化 社会実験2019

日向日出料化 社会実験 2019

実施期間 4月27日(土) ▶ 6月16日(日)

受付時間 9:00~17:00 (受付開始 9:00~15:30)

おひとり500円

BBQの受付

ゴミの分別

ゴミの回収

○BBQ受付所にて利用料金500円を徴収しゴミ回収費に充てる。

結果
 当該地区での不法投棄を抑制するとともに、社会実験期間中は沿川の住環境の改善を図ることができ一定の環境改善効果が見られ、周辺住民や利用者からもゴミ放置が解消される良い取り組みであるとの意見が多かった。

憩い、安らげる河川の整備

【観点】憩い、安らげる河川の整備

【指標】ホームレス対応内容・確認数

全体像

ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。(整備計画掲載箇所:P93)

実施方針

治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、河川敷等に起居しているホームレスの実態を把握するとともに不法に設置されている小屋や放置された荷物などを撤去するよう指導を行う。

併せて、洪水等の危険性について周知するとともに、自立支援に向けた情報交換を関係自治体と行う。

実施内容

結果

ホームレス対応として、次のような取組を実施した。

- ①チラシ配布による河川内居住の危険性の周知
毎年出水期前には全ホームレスに対して「河川敷に住むことは大変危険です。」旨のチラシを配布し、河川外への退去を指導。
- ②河川巡視による情報収集
ホームレスの生活状況の確認を行うことを目的にホームレス巡視班を通常の河川巡視とは別に設置し、対応強化を図る。
- ③河川内樹木伐採による対応
河川内の樹木を伐採することで人目につきやすくなり、宿営の設置をしづらくする。

実施内容

結果

- ④自治体との情報交換会議
福祉部局との情報交換を行うことを目的に、自治体と定期的に情報交換会議(年2回程度)を開催している。
また必要に応じて現地での情報交換を随時行っている。



R1.12 ホームレスの居住状況(西大橋)

区	町	丁目	番	号	住所	確認
淀川	西大橋	1	1	1	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	2	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	3	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	4	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	5	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	6	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	7	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	8	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	9	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	10	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	11	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	12	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	13	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	14	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	15	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	16	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	17	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	18	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	19	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	20	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	21	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	22	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	23	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	24	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	25	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	26	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	27	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	28	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	29	〇〇〇〇	〇
淀川	西大橋	1	1	30	〇〇〇〇	〇

河川巡視による対応履歴



R1.12



R2.1

退去事例(西大橋)

桂川管内では、平成28年度には4人、平成29年度～令和元年度は2名のホームレスの存在を把握している。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【利用(桂川)】

まちづくり・地域づくりとの連携

【観点】まちづくりや地域連携の取り組み

【指標】歴史文化と調和した河川整備内容

全体像

宇治川、桂川など、歴史文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。(整備計画掲載箇所:P93)

実施方針

桂川の嵐山地区については、地元のみならず文化財部局や学識者の意見をよく聴きながら、景観や文化財、観光に配慮した河川整備を実施する。

実施内容

地元及び学識者、文化財部局の意見を聴きながら、「史跡」及び「名勝」としての価値を減じない可動式止水壁の意匠について詳細に検討。工事実施にあたっては、観光閑散期となる12月下旬～3月中旬に工事を実施すべく施工計画を検討。さらに、周辺店舗の営業に配慮するため、毎週の週間工程を各戸配布するなど綿密な事前調整を実施。



可動式止水壁意匠の詳細検討
(試験施工を地元メンバーが視察)



地元との綿密な調整及び
工事状況の共有

結果

可動式止水壁の工事着手にあたり、令和元年12月には地元はじめ関係者を招いて起工式を開催。

工事初年度は、可動式止水壁の基礎コンクリートの打設及び上流端のスイングゲートを施工。沿川店舗の営業に配慮しながら、初年度に予定している部分の工事を完了。



起工式の様子(鍬入れ会場)



基礎コンクリート及び仮設護岸
設置状況



現場付近を通る人力車

淀川水系流域委員会

令和2年度進捗点検結果説明資料 【維持管理(桂川)】

令和2年10月13日

近畿地方整備局

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(桂川)】

No.	点検項目	観点	指標	平成29～令和元年度 進捗	説明資料頁
1	維持管理	堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施	ダム健康診断内容・補修箇所数	進捗あり	3
2			堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容		
3		許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導	ダム機能の維持内容・堆砂量	進捗あり	4
4		河川区域等の管理	点検、修繕内容・実施数	進捗あり	5
5			河道内樹木の伐採の実施状況	進捗あり	6
6			堆積土砂の除去の実施内容	進捗あり	7
6	ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容		進捗あり	8	

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(桂川)】

維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】堤防等河川管理施設の巡視・点検及び補修の実施内容

全体像

堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。
堤防・護岸等の河川管理施設については、施設が常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状態等に応じて順次、補修する。(整備計画記載箇所:p95)

実施方針

「河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策」を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというサイクル型維持管理を実施する。

実施内容 結果

出水期前に堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領に基づいた点検・評価を実施した。

堤防及び護岸、鋼矢板護岸の点検結果

	要監視段階	予防保全段階	措置段階
平成29年度	5	0	0
平成30年度	4	1	0
令和元年度	4	1	0

(点検対象5区間)

実施内容 結果



対策前(新川樋門 開閉器)

対策後(新川樋門 開閉器)

堰、水門、樋門等河川管理施設の点検を実施し、要監視段階は4施設となった。河川管理施設の老朽化については中長期の展望を持って健全度評価を整理し、長寿命化を目指した計画的な維持管理を図っている。

樋門等の点検結果

	要監視段階	予防保全段階	措置段階
平成29年度	3	1	0
平成30年度	3	1	0
令和元年度	4	0	0

(点検対象4施設)

維持管理

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施

【指標】ダム機能の維持内容・堆砂量

全体像

ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。

実施方針

堆砂量については、継続的に監視を行い、ダム機能の維持のための排砂の検討を行っていく。また、アセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。

実施内容

結果

日吉ダムは完成後22年が経過しており、計画堆砂量8,000千m³のうち、令和元年度末における堆砂量は約2,483千m³であり、堆砂率は約31%となっている。

平成29年度～令和元年度、ダム上流部において約7千m³の堆砂除去を実施。



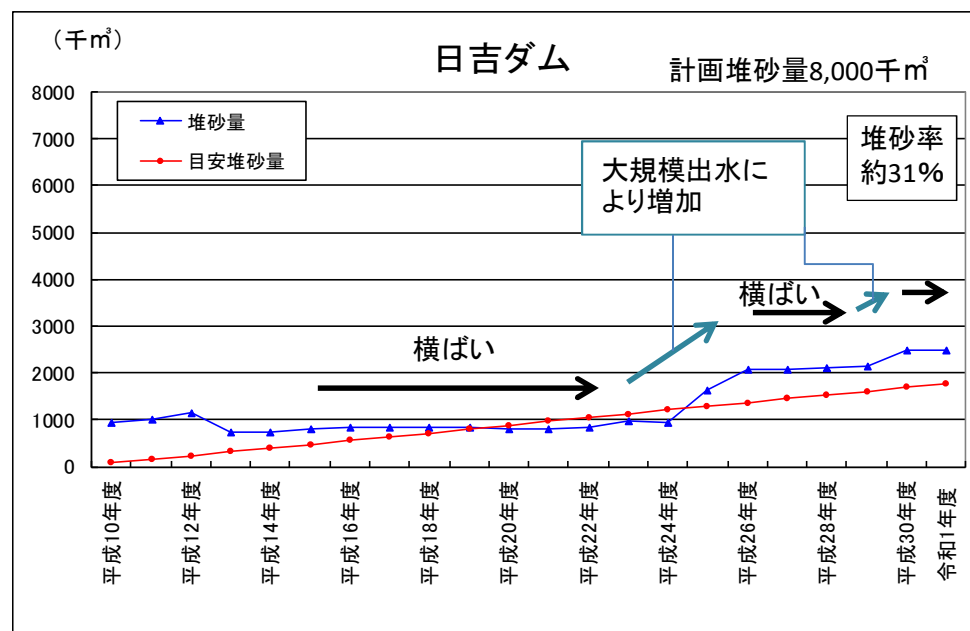
平成25年9月台風18号による貯水池状況



堆砂除去状況(R2.3)

実施内容

結果



今後も堆砂量の継続的な監視を行うとともに、必要に応じて対策を検討していく。

令和2年度 第1回淀川水系流域委員会 説明資料【維持管理(桂川)】

維持管理

【観点】許可工作物の点検整備及び対策についての施設管理者への指導

【指標】点検、修繕内容・実施数

全体像

許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。

- 1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。
- 2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。
- 3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。(整備計画掲載箇所:p98)

実施方針

許可工作物については、設置者が出水期前等の適切な時期に、許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドラインに基づき必要な点検や措置を実施するように設置者に指導等を行う。

実施内容

「許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン」に基づく点検様式での点検結果の報告を設置者に依頼した。

点検状況



H31.4.26

梅津第一排水樋門(京都市)



H31.4.23

東海道新幹線桂川橋(東海旅客鉄道)

実施内容



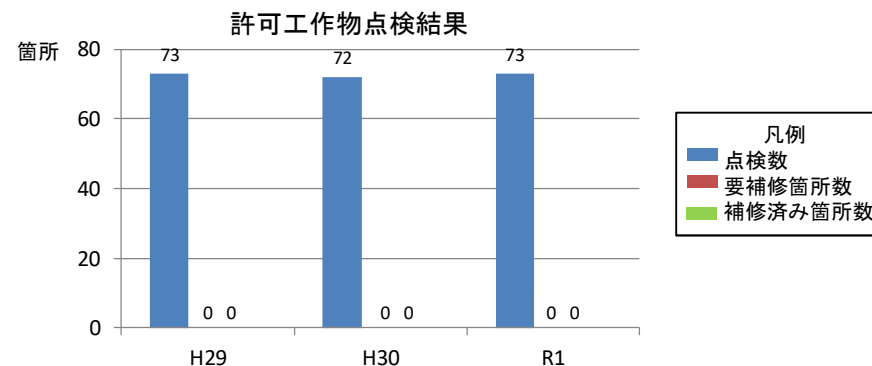
R1.5.8

祥久橋における合同点検
(京都市)

橋梁、樋門等許可工作物73施設の点検については、設置者単独、又は河川管理者との合同点検を実施した。

結果

設置者自らが、毎年出水期前に点検を実施。要補修箇所が無いことを確認。



※H30については工事により運動広場1箇所が点検対象外

維持管理

【観点】河川区域等の管理

【指標】河道内樹木の伐採の実施状況

全体像

洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき伐採を実施する。
 なお、実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期を決定する。(整備計画記載箇所:p98)

実施方針

河道内樹木の伐採については、樹木の繁茂状況や地元要望等も踏まえて、引き続き計画的に実施するとともに、再繁茂抑制対策を行う等、コスト縮減に取り組む。

実施内容 **結果**

桂川に繁茂する樹木群の内、流下阻害となる対象樹木群、巡視上、支障となる樹木群について優先的に伐採を実施した。



H30.9
伐採前(京都市西京区牛ヶ瀬地先)

➡



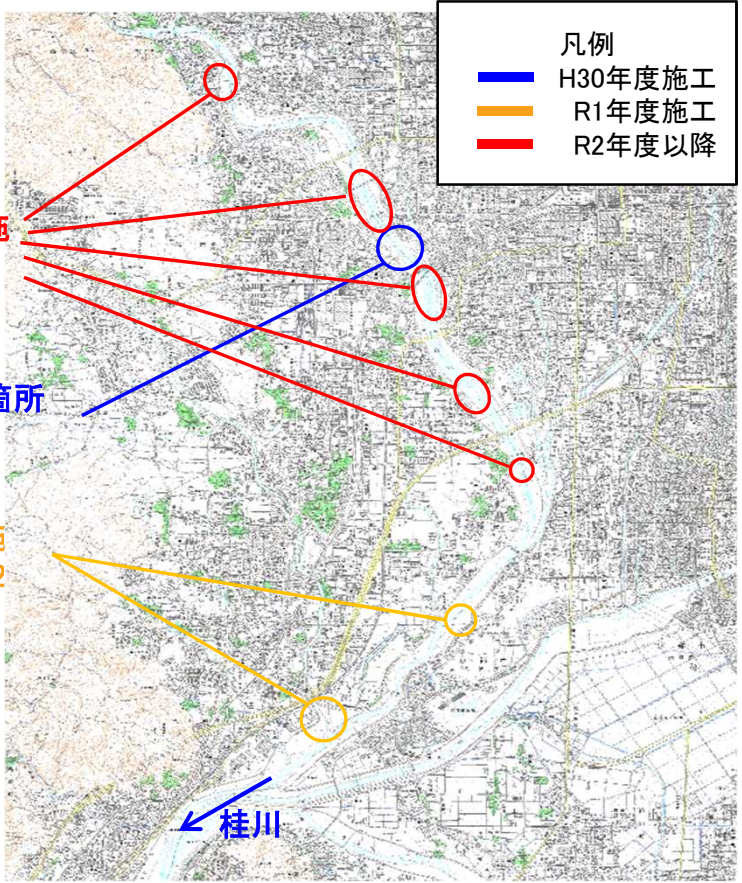
H31.3
伐採後(京都市西京区牛ヶ瀬地先)

実施内容 **結果**

桂川全体で386千㎡樹木があり、平成30年度～令和元年度にかけて、38.9千㎡伐採した。
 これによって、対岸までの見通しを確保できたことで河道内の状況を把握できるようになった。

凡例

- H30年度施工
- R1年度施工
- R2年度以降



R2年度以降実施
予定箇所

H30年度実施箇所
A=24千m2

R1年度実施
A=14.9千m2

← 桂川

維持管理

【観点】河川区域等の管理

【指標】堆積土砂の除去の実施内容

全体像

河川内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体(NPO等)、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。(河川整備計画記載箇所:P99)

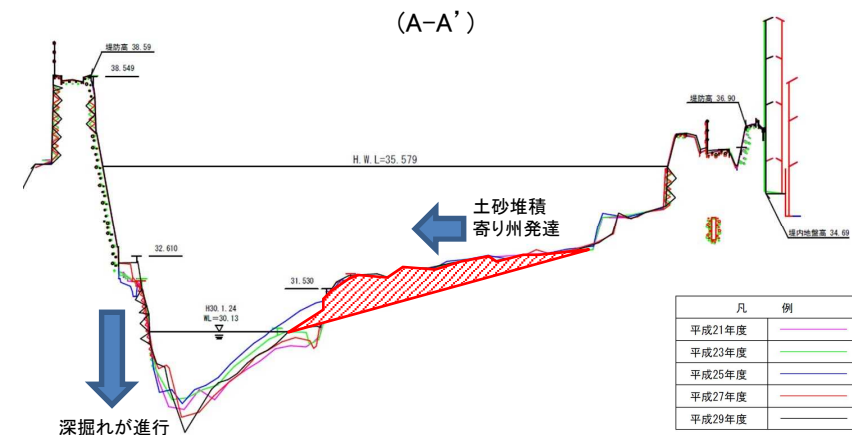
実施方針

河道内の土砂堆積・砂州の発達状況について、定期横断測量や出水後の測量によってモニタリングを行い、必要に応じて除去を行う。

実施内容 結果

嵐山地区下流右岸の内湾側では土砂堆積が進んでおり、寄り州が発達。これにより、対岸の深掘れが経年的に進行。

このため、内湾側の寄り州に堆積した土砂を除去することにより、みお筋の偏流改善・深掘れ緩和を狙うこととした。

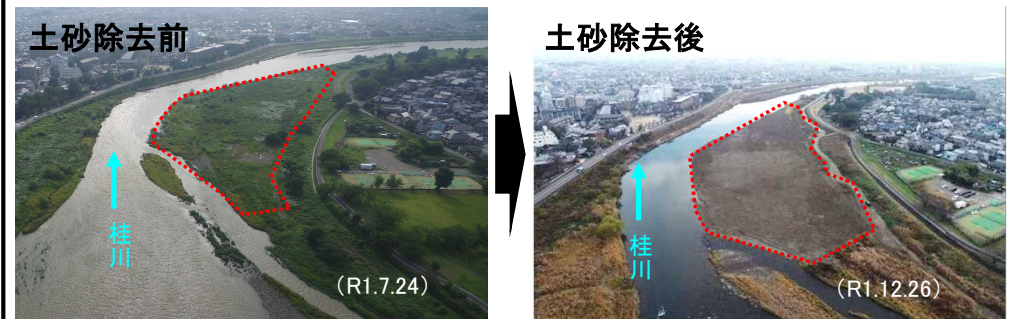


実施内容 結果

R1年度に、嵐山地区下流右岸の内湾側に堆積した土砂の除去を実施(約1.7万m³)。みお筋の偏流改善・深掘れ緩和を図った。引き続きモニタリングを継続。



堆積土砂除去位置図



維持管理

【観点】河川区域等の管理

【指標】ゴミの不法投棄の状況及び処分の実施内容

全体像

「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。(河川整備計画箇所:P99)

実施方針

不法投棄マップの作成および事務所への掲載により、不法投棄の抑制を実施。不法投棄ゴミの処理は住民と連携した清掃活動によって実施。

実施内容

【不法投棄防止の啓発】

不法投棄の現状を流域の方々に知っていただき、ゴミの不法投棄をなくしていく目的で作成した「ゴミマップ」をホームページにて公表した。また、不法投棄を禁止する旨書かれた看板を3年間で16箇所設置し、利用者の意識啓発につとめた。



不法投棄啓発看板



桂川ゴミマップ(淀川河川事務所HPにて公表)

実施内容

【不法投棄ゴミ処理】

維持作業を通して不法投棄ゴミの処理を行っているほか、淀川水系一斉美化アクションの一環として、桂川沿川における地域住民と連携した清掃活動を継続して実施している。



H29.5.9



H29.5.9

維持作業による不法投棄ゴミの処理状況



H31.3.3

住民との清掃活動の様子

結果

警告看板設置やホームページへの掲載により、不法投棄の啓発活動を行っているが、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていくとともに、効果的な対応策の検討を進めていく。